

白井市第2次環境基本計画 第2章「環境の現状と課題」見直し原案（案）新旧対照表

（目次）

（節・項）	（本資料のページ）	（関係課）
第1節 白井市のすがた		
1 位置・地勢	2	企画政策課・都市計画課
2 地形・地質	2	
3 気候・気象	3	企画政策課
4 社会特性	4	企画政策課・農政課・都市計画課
第2節 自然環境の現状と課題		
1 農地	11	農政課
2 森林	13	農政課・宅地指導課・環境課
3 水辺	15	道路課・上下水道課・文化課
4 動植物	17	環境課・農政課・文化課
5 公園・緑地	19	都市計画課
第3節 公害の現状と課題		
1 大気環境	22	環境課
2 騒音・振動・悪臭	25	環境課
3 水質（旧：水環境）	27	環境課・上下水道課
4 有害化学物質	32	環境課・建築指導課
5 公害苦情	34	環境課
6 放射性物質	36	環境課
第4節 生活環境の現状と課題		
1 景観・文化財（旧：景観・歴史文化財）	39	都市計画課・文化課
2 不法投棄	42	環境課・農政課
第5節 廃棄物・資源の現状と課題		
1 廃棄物・リサイクル（旧：1 廃棄物・2 資源物）	44	環境課
2 エネルギー	48	環境課
第6節 環境保全活動の現状と課題		
1 環境学習・環境教育	51	環境課・生涯学習課
2 環境保全活動	53	環境課・市民活動支援課
第7節 地球環境の現状と課題		
1 地球環境	55	環境課
第8節 住民意識調査に基づく現状と課題		
1 住民意識調査	60	環境課・企画政策課・市民安全課・学校教育課・道路課

第1節 白井市のすがた

1 位置・地勢 (p.9)

	現行計画の記載内容	見直し原案の案 (たたき台)	趣旨・理由等
現状	<p>本市は、千葉県の北西部の下総台地に位置し、下手賀沼や神崎川及び二重川に沿って帯状に水田が広がり、台地には森林と畑が展開しています。</p> <p>温暖な気候に恵まれ、特産の梨は県内で1位、全国でもトップクラスの果樹園面積を誇っています。</p> <p>また、東京都心・千葉市・成田空港のいずれにも、25～30 kmの距離にあり、さまざまな産業・市民生活にとって交通アクセスや企業活動など¹好条件となっています。</p> <p>南関東の環状幹線である国道16号と、成田空港と都心をつなぐ国道464号が市を縦横に走るとともに、北総線が京成線・都営浅草線を通じて、都心に直結しています。</p> <p>さらに、平成22年7月には北総線印旛日本医大から成田空港までを結ぶ成田空港線が開通するとともに³、本市を通過して市川市と成田空港を結ぶ北千葉道路の整備も予定されており、交通利便性は一層高まる見通しです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 総面積⁴ : 35.41km² ■ 東西 : 8.7 km ■ 南北 : 7.7 km ■ 周囲 : 34.8 km 	<p>本市は、千葉県の北西部の下総台地に位置し、下手賀沼や神崎川及び二重川に沿って帯状に水田が広がり、台地には森林と畑が展開しています。</p> <p>温暖な気候に恵まれ、特産の梨は県内で1位、全国でもトップクラスの果樹園面積を誇っています。</p> <p>また、東京都心・千葉市・成田空港のいずれにも、25～30 kmの距離にあり、市民生活や企業活動にとっての交通アクセスも¹好条件となっています。</p> <p>南関東の環状幹線である国道16号と、成田空港と都心方面²をつなぐ国道464号が市を縦横に走るとともに、北総線が京成線・都営浅草線を通じて都心に、成田スカイアクセスを通じて成田空港に、それぞれ³直結しています。</p> <p>さらに、本市を通過して市川市と成田空港を結ぶ北千葉道路の整備も予定されており、交通利便性は一層高まる見通しです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 総面積⁴ : 35.48km² ■ 東西 : 8.7 km ■ 南北 : 7.7 km ■ 周囲 : 34.8 km 	<p>主な変更：経年変化の反映。</p> <p>1：語句の訂正。</p> <p>2：R464の始点は松戸市。</p> <p>3：成田スカイアクセス（京成成田空港線）は開通済みなので、鉄道アクセスの記述を集約。</p> <p>4：H26 全国都道府県市区町村別面積調に基づく変更。</p>
図表	図 2-1-1 市の位置 (省略)	図 2-1-1 市の位置	(変更なし)

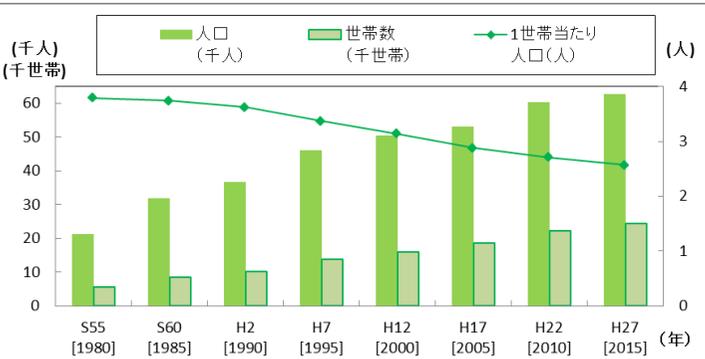
2 地形・地質 (p.9)

	現行計画の記載内容	見直し原案の案 (たたき台)	趣旨・理由等
現状	<p>本市の地形は、標高 20～30m の下総台地が市の大部分を占め、全体的に平坦ですが、神崎川などの河川沿いは緩やかな起伏をもっています。</p> <p>下総台地は、武蔵野ロームや立川ロームを主体としたローム層が、砂れきや粘土層を被った構造をしています。</p>	<p>本市の地形は、標高 20～30m の下総台地が市の大部分を占め、全体的に平坦ですが、神崎川などの河川沿いは緩やかな起伏をもっています。</p> <p>下総台地は、武蔵野ロームや立川ロームを主体としたローム層が、砂れきや粘土層を被った構造をしています。</p>	(変更なし)

3 気候・気象 (p.10)

	現行計画の記載内容	見直し原案の案 (たたき台)	趣旨・理由等																																				
現状	<p>近年 5 年間の気象は、年平均気温 15℃、最高気温が 36℃前後、最低気温が -4℃前後であり、年間を通して温暖な気候です。また、近年 5 年間の年間降雨¹量は、1,200～1,800mm 程度です。</p>	<p>近年 5 年間の気象は、年平均気温 15℃、最高気温が 39℃、最低気温が -6℃であり、年間を通して温暖な気候です。また、近年 5 年間の年間降水¹量は、1,300～1,800mm 程度です。</p>	<p>主な変更：経年変化の反映。</p> <p>1：統計しろいと整合確保。</p>																																				
図表	<p>図 2-1-2 市の気象</p> <table border="1"> <caption>Figure 2-1-2: City Climate (H18-H22)</caption> <thead> <tr> <th>Year</th> <th>Precipitation (mm)</th> <th>Average Temperature (°C)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H18</td> <td>~1,800</td> <td>~15</td> </tr> <tr> <td>H19</td> <td>~1,200</td> <td>~15</td> </tr> <tr> <td>H20</td> <td>~1,400</td> <td>~15</td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>~1,700</td> <td>~15</td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>~1,700</td> <td>~15</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 観測地は消防本部通信司令室 (印西市草深) 資料：印西地区消防組合消防本部</p>	Year	Precipitation (mm)	Average Temperature (°C)	H18	~1,800	~15	H19	~1,200	~15	H20	~1,400	~15	H21	~1,700	~15	H22	~1,700	~15	<p>図 2-1-2 市の気象</p> <table border="1"> <caption>Figure 2-1-2: City Climate (H22-H26)</caption> <thead> <tr> <th>Year</th> <th>Precipitation (mm)</th> <th>Average Temperature (°C)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H22</td> <td>~1,800</td> <td>~15</td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td>~1,400</td> <td>~15</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>~1,400</td> <td>~15</td> </tr> <tr> <td>H25</td> <td>~1,400</td> <td>~15</td> </tr> <tr> <td>H26</td> <td>~1,500</td> <td>~15</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 観測地は印西地区消防組合消防本部(印西市草深) (H24まで)・気象庁我孫子気象観測所(我孫子市新木野) (H25から) 資料: 印西地区消防組合消防本部、気象庁</p>	Year	Precipitation (mm)	Average Temperature (°C)	H22	~1,800	~15	H23	~1,400	~15	H24	~1,400	~15	H25	~1,400	~15	H26	~1,500	~15	<p>主な変更：経年変化の反映。</p>
Year	Precipitation (mm)	Average Temperature (°C)																																					
H18	~1,800	~15																																					
H19	~1,200	~15																																					
H20	~1,400	~15																																					
H21	~1,700	~15																																					
H22	~1,700	~15																																					
Year	Precipitation (mm)	Average Temperature (°C)																																					
H22	~1,800	~15																																					
H23	~1,400	~15																																					
H24	~1,400	~15																																					
H25	~1,400	~15																																					
H26	~1,500	~15																																					

4 社会特性 (p. 10~13)

	現行計画の記載内容	見直し原案の案 (たたき台)	趣旨・理由等
現状 (1)	<p>(1) 人口・世帯数 本市の人口と世帯数は、千葉ニュータウン、西白井地区などの入居に伴い年々増加傾向にあります。 一方、一世帯当たりの人口は、出生人口の減少や核家族化などにより減少傾向が続いています。</p>	<p>(1) 人口・世帯数 本市の人口と世帯数は、千葉ニュータウン、西白井地区などの入居に伴い年々増加傾向にあります。 一方、一世帯当たりの人口は、出生人口の減少や核家族化などにより減少傾向が続いています。</p>	<p>(変更なし)</p>
図表(1)	<p>図 2-1-3 人口・世帯数の推移</p>  <p>資料：市民経済部市民課</p>	<p>図 2-1-2 人口・世帯数の推移</p>  <p>注) 各年3月末現在 資料: 総務部企画政策課</p>	<p>主な変更：経年変化の反映。</p>

現状(2)

(2) 産業

本市の就業者数は総数で見ると年々増加しています。産業別に見ると、第1次産業は年々減少、第2次産業は平成2年以降ほぼ横ばい、第3次産業は年々増加しています。

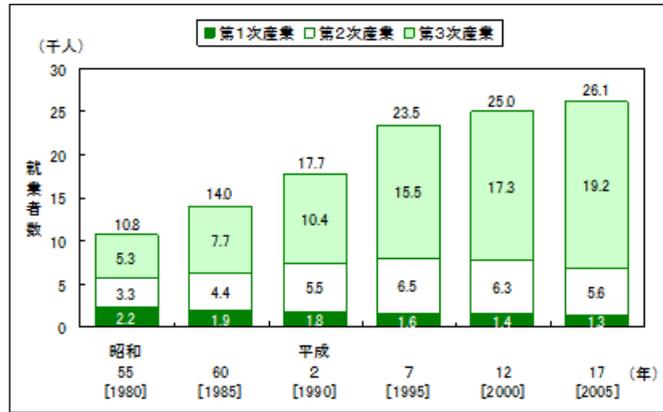
(2) 産業

本市の就業者数は総数で見ると年々増加しています。産業別に見ると、第1次産業は年々減少、第2次産業は平成7年頃をピークに減少、第3次産業は年々増加しています。

主な変更：経年変化の反映。

図表(2)

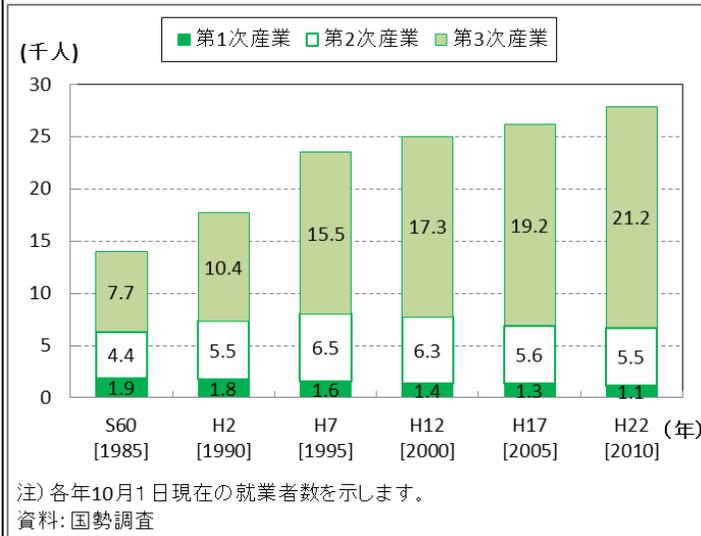
図 2-1-4 就業者数の推移



注) 各年10月1日現在の就業者数を示します。

資料：国勢調査

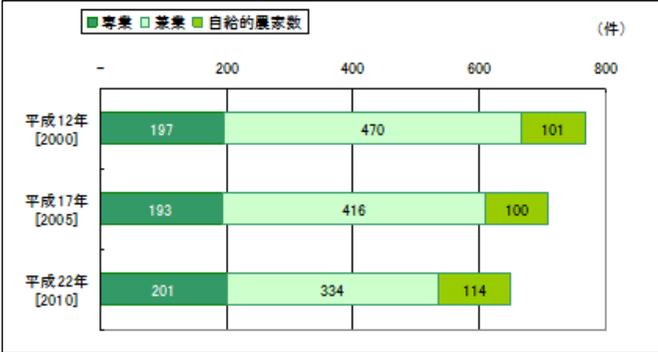
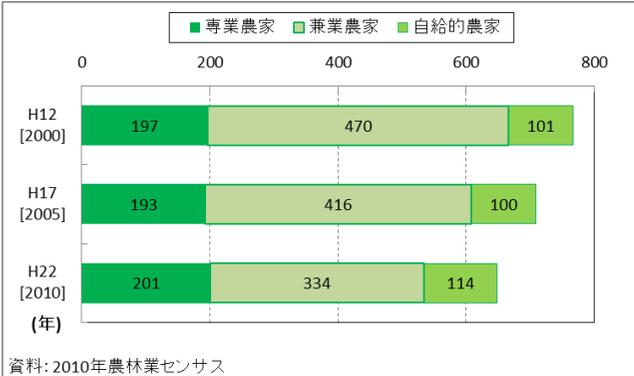
図 2-1-4 就業者数の推移



注) 各年10月1日現在の就業者数を示します。

資料：国勢調査

主な変更：経年変化の反映。

<p>現 状 (3)</p>	<p>(3) 農業 本市の農業は、県内有数の出荷量を誇る梨などの果実や様々な野菜の生産比率が高いのが特徴です。 農家数は、年々減少傾向にあり、特に兼業農家数の減少が目立っています。</p>	<p>(3) 農業 本市の農業は、県内有数の出荷量を誇る梨などの果実や様々な野菜の生産比率が高いのが特徴です。 農家数は、年々減少傾向にあり、特に兼業農家数の減少が目立っています。</p>	<p>(変更なし)</p>																																
<p>図 表 (3)</p>	<p>図 2-1-5 農業者数の推移</p>  <table border="1"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>専業</th> <th>兼業</th> <th>自給的農家数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成12年 [2000]</td> <td>197</td> <td>470</td> <td>101</td> </tr> <tr> <td>平成17年 [2005]</td> <td>193</td> <td>416</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>平成22年 [2010]</td> <td>201</td> <td>334</td> <td>114</td> </tr> </tbody> </table> <p>資料：2010年農林業センサス</p>	年	専業	兼業	自給的農家数	平成12年 [2000]	197	470	101	平成17年 [2005]	193	416	100	平成22年 [2010]	201	334	114	<p>図 2-1-5 農家数の推移</p>  <table border="1"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>専業農家</th> <th>兼業農家</th> <th>自給的農家</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H12 [2000]</td> <td>197</td> <td>470</td> <td>101</td> </tr> <tr> <td>H17 [2005]</td> <td>193</td> <td>416</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>H22 [2010]</td> <td>201</td> <td>334</td> <td>114</td> </tr> </tbody> </table> <p>資料：2010年農林業センサス</p>	年	専業農家	兼業農家	自給的農家	H12 [2000]	197	470	101	H17 [2005]	193	416	100	H22 [2010]	201	334	114	<p>主な変更：指標名の訂正（数値は現在もH22が最新のため変更なし）。</p>
年	専業	兼業	自給的農家数																																
平成12年 [2000]	197	470	101																																
平成17年 [2005]	193	416	100																																
平成22年 [2010]	201	334	114																																
年	専業農家	兼業農家	自給的農家																																
H12 [2000]	197	470	101																																
H17 [2005]	193	416	100																																
H22 [2010]	201	334	114																																
<p>現 状 (4) ①</p>	<p>(4) 交通 ① 交通網 市内の鉄道は、北総鉄道が市の南部を東西に貫いて通り、「白井駅」と「西白井駅」の2つの駅があります。 市内の主要な幹線道路は、市を南北に貫く国道16号や北総線と並走する国道464号、市を東西に貫く県道市川・印西線（木下街道）があります。 これらの幹線は東京方面や千葉市及び成田空港などへの広域的なアクセス機能を担っています。</p>	<p>(4) 交通 ① 交通網 市内の鉄道は、北総鉄道が市の南部を東西に貫いて通り、「白井駅」と「西白井駅」の2つの駅があります。 市内の幹線道路は、市を南北に貫く国道16号や北総線と並走する国道464号、市を東西に貫く県道市川・印西線（木下街道）があります。 これらの鉄道や幹線道路は東京方面や千葉市及び成田空港などへの広域的なアクセス機能を担っています。</p>	<p>主な変更：語句の訂正。</p>																																
<p>図 表 (4) ①</p>	<p>図 2-1-6 市の交通網 (省略)</p>	<p>図 2-1-6 市の交通網 (省略)</p>	<p>(変更なし)</p>																																

現状
(4)
②

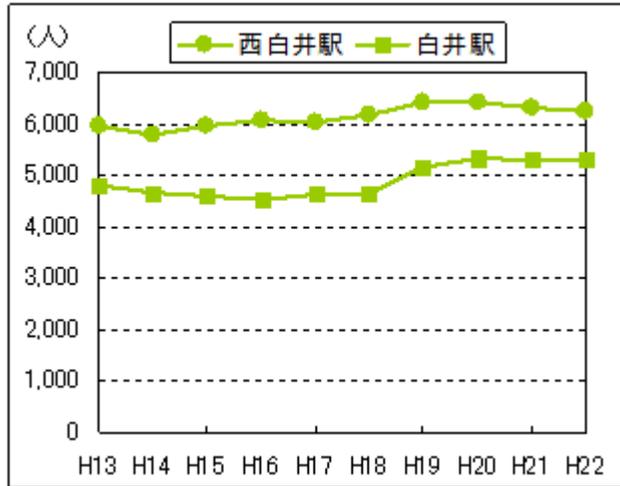
②鉄道の乗降車¹人員
平成22年度の本市²における鉄道の1日平均乗降車³人員は合計11,534人です。

② 鉄道の乗車¹人員
平成25年度の市内駅²における1日平均乗車³人員は合計11,451人⁵です。

主な変更：経年変化の反映。
1～3：表示内容の明確化。

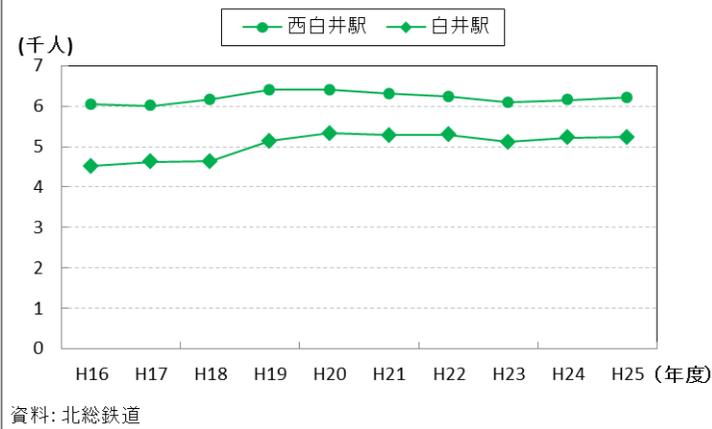
図表
(4)
②

図 2-1-7 市内の鉄道乗降車¹人員の推移



資料：北総鉄道株

図 2-1-7 市内駅の日平均乗車¹人員の推移



主な変更：経年変化の反映。
1：表示内容の明確化。

現状(4)

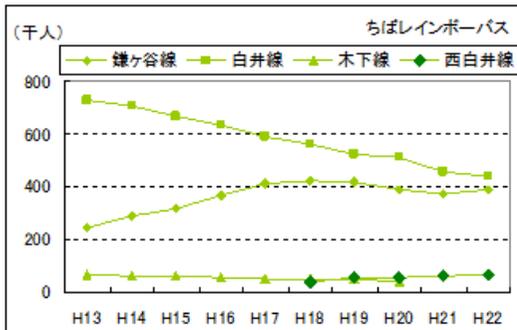
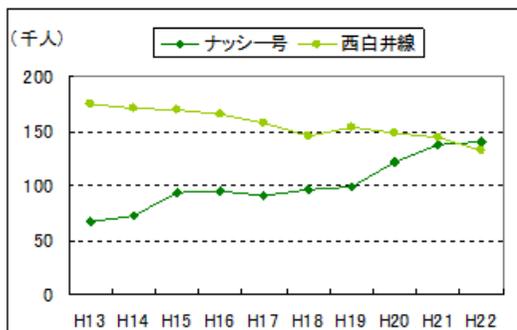
③

③ バスの乗車人員

平成 22 年度の本市におけるバスの乗車人員は、市内循環バス（ナッシー号）が 140 千人、新京成バス（西白井線）³が 132 千人及びちばレインボーバスが 891 千人です。

ナッシー号の乗車人員は、年々増加傾向を示していますが、民間¹の路線バスは、路線によっては減少傾向を示しています。

図 2-1-8 市内のバス乗車人員の推移



注) 木下線は平成 20 年度をもって廃止。

資料：総務部 企画政策課

船橋新京成バス(株)

ちばレインボーバス(株)

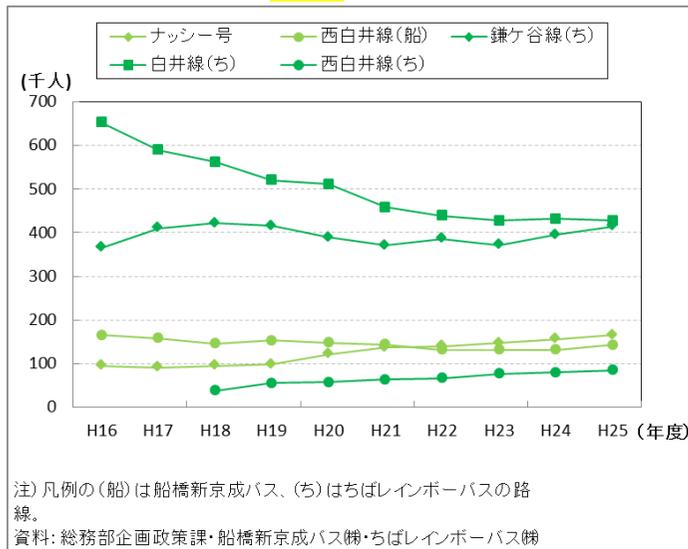
図表(4)③

③ バスの乗車人員

平成 25 年度の本市におけるバスの乗車人員は、市内循環バス（ナッシー号）が 16 万 6 千人、船橋新京成バスが合計 14 万 3 千人、ちばレインボーバスが合計 92 万 7 千人です。

ナッシー号の乗車人員は、年々増加傾向を示していますが、民間¹の路線バスは、路線によっては減少傾向を示しています。

図 2-1-8 市内のバス年間¹乗車人員の推移



注) 凡例の(船)は船橋新京成バス、(ち)はちばレインボーバスの路線。
資料：総務部企画政策課・船橋新京成バス(株)・ちばレインボーバス(株)

主な変更：経年変化の反映。

1：営業形態を示す語として用いているため訂正。

主な変更：経年変化の反映（廃止路線は削除）、グラフの一体化。

1：表示内容の明確化。

(5) 土地利用

本市の土地利用の変化は昭和50年代以降、田や畑の面積はほぼ横ばいであるものの、山林の面積が大きく減少し、宅地面積が大きく増加しています。

今後の土地利用については、現在ある市街化区域内の未利用地の利用促進に努めるとともに、豊かな水や緑と共生し、田園景観に囲まれた快適な居住環境と、成田新高速鉄道(成田スカイアクセス)・北千葉道路及び国道16号が本市を通過するという、優れた立地特性を活かした賑わいのあるまちづくりを進めています。

(5) 土地利用

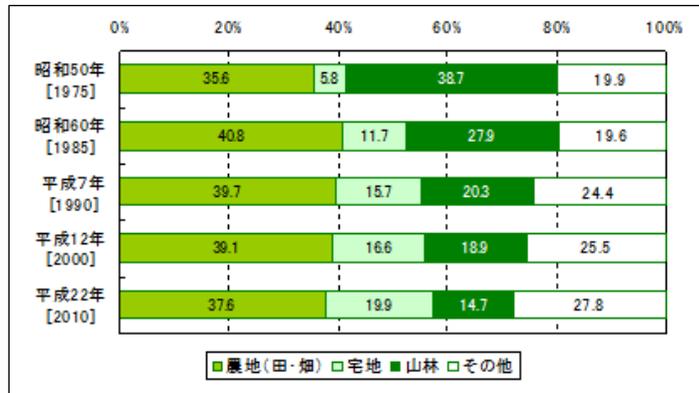
本市の土地利用は、山林面積が昭和50年代以降、農地面積が昭和60年代以降にそれぞれ減少し、宅地面積が大きく増加しています。

今後、市では、都市計画に関する基本的な方針である「都市マスタープラン」(平成27年度改訂)に基づき、市域を「市街地ゾーン」、「緑住ゾーン」、「緑農ゾーン」に区分し、メリハリのある土地利用を推進していくこととしています。¹

主な変更：経年変化の反映。今後についての記述は、土地利用の観点からの具体性を向上。

1：都市マスタープラン改訂案における土地利用方針を反映。確定は都市マスタープラン改訂後

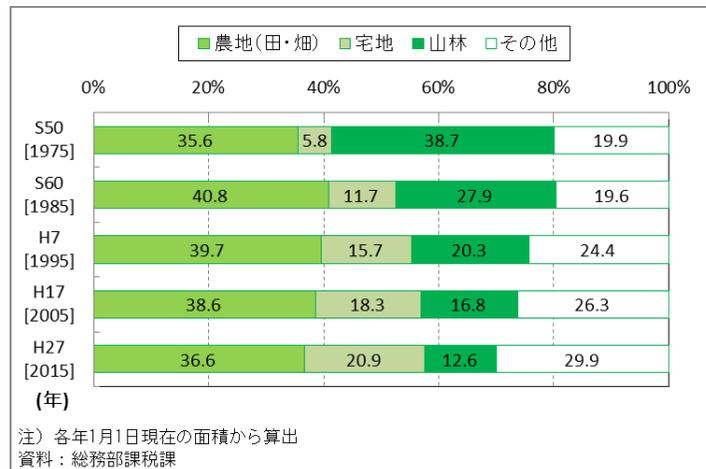
図 2-1-9 地目別土地面積



注) 各年1月1日現在の面積から算出。

資料：総務部 課税課

図 2-1-9 地目別土地面積比率¹



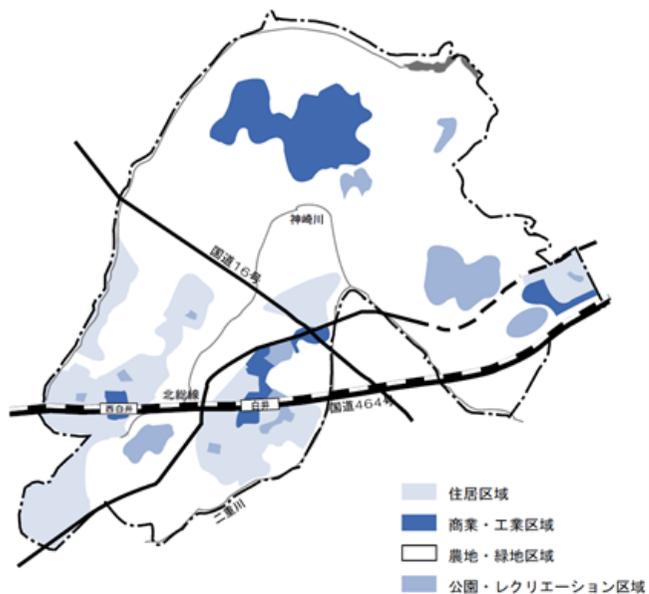
注) 各年1月1日現在の面積から算出

資料：総務部課税課

主な変更：経年変化の反映。

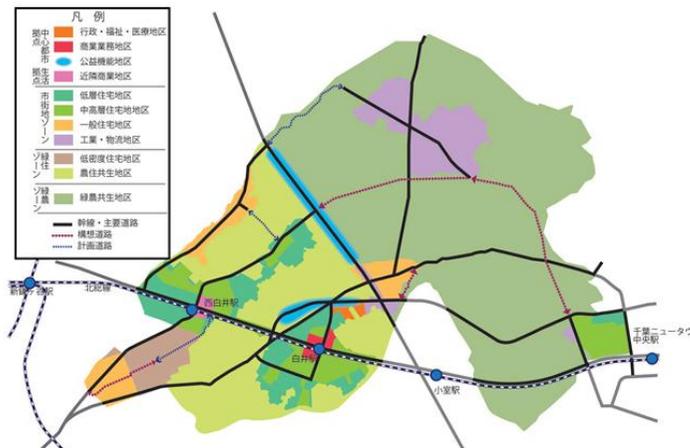
1：表示内容の明確化。

図 2-1-10 土地利用基本方針



資料：環境建設部 都市計画課

図 2-1-10 土地利用基本方針



資料：白井市都市マスタープラン

主な変更：都市マスタープラン改訂案における土地利用方針図を反映。**確定は都市マス改訂後**

第2節 自然環境の現状と課題

1 農地 (p. 14)

	現行計画の記載内容	見直し原案の案 (たたき台)	趣旨・理由等
一般説明	(なし)	<p>農地は、食料生産の場であるだけでなく、雨水を一時的に貯留することによる洪水の防止、美しい景観の形成、多様な生き物の保全、文化の継承など多面的な機能を有しており、その恩恵を多くの市民が享受しています。</p> <p>適切に管理された農地が将来にわたって確保されていくことで、これらの機能もまた十分に発揮されます。</p>	<p>主な変更：環境面における農地の価値を説明し、あるべき姿（方向性）を提示。</p>
現状	<p>農業従事者の高齢化や後継者不足、農業収入の減少、相続税対策などを背景に農地の遊休化や宅地化が進み農家数や農地¹は年々減少しています。</p> <p>市では、地産地消²の取り組みの一つとして、市内の公立保育園や学校給食への地元農作物の提供³、朝市などの直売を開催⁴するとともに、市民を対象として、市民農園の提供や田植え・稲刈り体験といった、農村・農業交流を行っています。</p>	<p>しかし、近年、農業従事者の高齢化や後継者不足、農業収入の減少、相続税対策などを背景に農地の遊休化や宅地化が進み、本市の農地面積¹は年々減少しています。</p> <p>市では、昭和48年に「白井市農業振興地域整備計画」を策定し、将来にわたり農業のために利用していくべき土地を「農用地区域」として定め保全を図っています。</p> <p>また、農業振興²の取り組みとして、市内の公立保育園や小・中学校の給食での地元農作物の使用³や朝市などの直売の支援⁴などをおして「地産地消」を促進しているほか、農家による市民農園の開設を促進しています。</p>	<p>主な変更：市の施策の変化を反映。</p> <p>1：ここでの論点は農地の確保なので、「農家数」は削除。</p> <p>2：「地産地消」は、ここでは取り組みの目的ではなく、農地維持につながる農業振興の一形態であるため、主語を差し替え。</p> <p>3：市が行うのは提供ではなく使用。</p> <p>4：市は直売の開催主体ではない。</p>
課題	<p>次世代を担う農業後継者の確保や都市農業としての魅力づくり¹が求められています。</p> <p>農地の課題</p> <p>◇ 次世代を担う農業後継者の確保が必要です。</p> <p>◇ 安全で新鮮な農作物を地元で消費する地産地消²の取り組みの推進が必要です。</p> <p>◇ 環境に配慮した環境保全型農業の推進が必要です³。</p>	<p>農地の課題</p> <p>◇ 農地減少の背景となっている、後継者不足や農業収入の減少などに対して、有効な対策をさらに講じていくことが必要です。</p>	<p>主な変更：記載事項の整理。</p> <p>1：「都市農業としての魅力づくり」は課題解決のための一手段である。</p> <p>2：地産地消は課題解決のための一手段である。</p> <p>3：前段の説明とリンクしていないため削除。</p>

図 2-2-1 経営耕地面積の推移

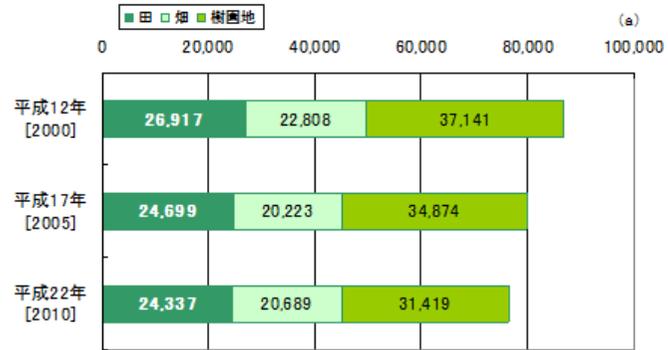
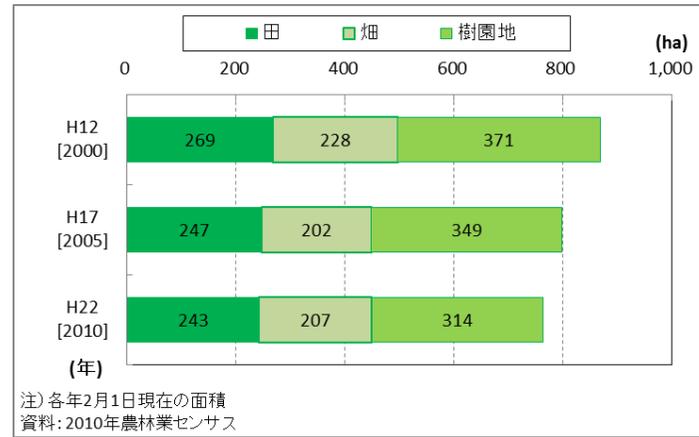


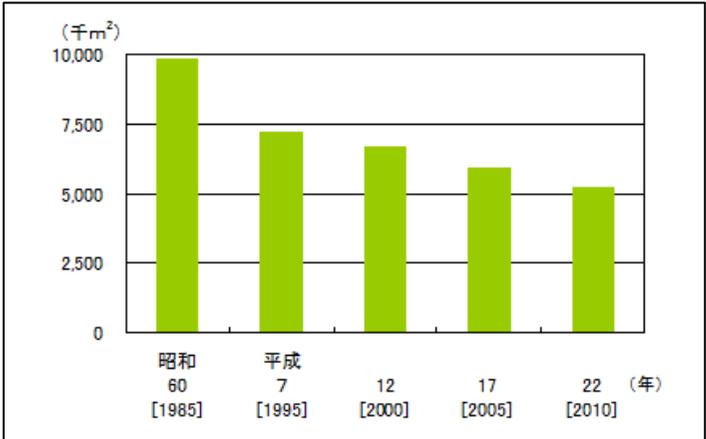
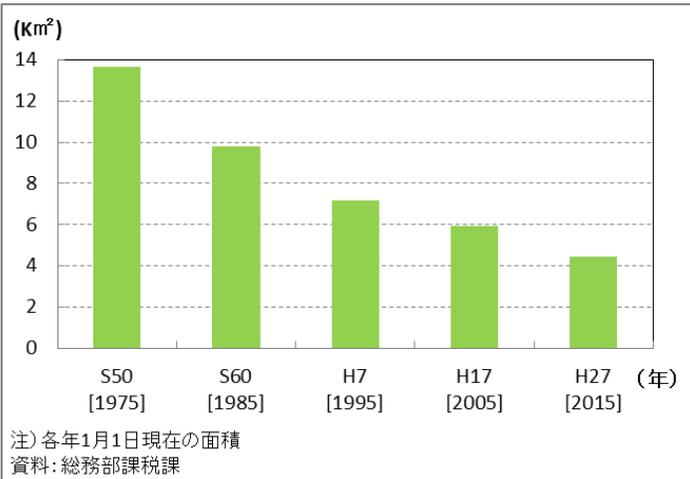
図 2-2-1 経営耕地面積の推移



(変更なし: 現在も H22 データが最新)

2 森林 (p. 15)

	現行計画の記載内容	見直し原案の案 (たたき台)	趣旨・理由等
一般説明	<p>市内には、山林や梨園などの農地¹、河川沿いの斜面林など豊かな緑²があり、美しい自然³景観を形成しています。</p>	<p>市内には、山林、梨園などの樹園地¹、河川沿いの斜面林など豊かな木々の緑²があり、周辺の農地や水辺などとともに、市の原風景ともいえる里山の⁴景観を形成しています。</p> <p>適切に管理された森林が将来にわたって確保されていくことは、環境保全の観点からも非常に重要です。</p>	<p>主な変更：環境面における森林の価値を説明し、あるべき姿（方向性）を提示。</p> <p>1、2：農地ではなく森林の項であるので、対象を明確化。</p> <p>3：人手により維持されている山林が大半であるため自然景観とは言いづらい。</p> <p>4：里山としての視点を付加。</p>
現状	<p>しかし住宅や事業所などの建設を目的とした開発が進んでいるため¹、山林²面積は年々減少しています。</p> <p>(仮称) 谷田・清戸市民の森整備事業は、沢山の泉 (谷田地区) 周辺の県所有地を活用し、市民や市民団体による協働の取り組みとして進められています。</p>	<p>しかし、住宅や事業所などの建設を目的とした開発が進んでいることなどにより¹、森林²面積は年々減少しています。</p> <p>また、残された森林においても、管理が行われず放置されている場所が増えています。³</p> <p>市では、平成 25 年 4 月に「白井市森林整備計画」を策定し、森林の持つ機能の維持増進を図り望ましい姿に誘導していくための森林整備の基本的な考え方をまとめ、民有林の伐採の届出があった際にはこの計画との適合性を審査しています。</p> <p>また、平成 26 年度からは、県からの権限移譲により、都市計画法に基づく開発許可に関する事務を行っており、秩序ある開発の誘導を図っています。</p> <p>このほか、「(仮称) 谷田・清戸市民の森整備事業」では、谷田・清戸地区に残る、湧水の涵養林としても貴重な森林の保全を進めています。</p>	<p>主な変更：市の施策の進展（森林整備計画策定、事務処理市指定）を反映。</p> <p>1：住宅・事業所などの建設だけが原因とは言い切れないため「など」を追記。</p> <p>2：項目名に合わせ「森林」とする。</p> <p>3：面積だけでなく、管理の面についても触れる。</p>

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">課題</p>	<p>森林の課題</p> <p>◇ 斜面林など豊かな緑を保全し、バランスのとれた開発の推進が必要です。</p> <p>◇ 白井緑の基本計画に基づく計画的な緑の保全と創造が必要です²。</p> <p>◇ 地域や隣接土地所有者などの理解と市民や市民団体と協働した里山保全活動の推進が必要です³。</p>	<p>森林の課題</p> <p>◇ 開発許可の権限移譲に基づく秩序ある開発の誘導により、森林面積の減少に一定の歯止めが掛けられましたが、民有林の伐採などに対しては、今後も注意深く状況を見守っていく必要があります。</p> <p>◇ 残された森林の適切な維持管理を図っていくことが重要です。⁴</p>	<p>主な変更：市の施策の進展を反映。</p> <p>2、3：前段とリンクしないので削除。</p> <p>4：管理の視点を追加</p>																								
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">図表</p>	<p>図 2-2-2 山林面積の推移</p>  <table border="1"> <caption>図 2-2-2 山林面積の推移 (単位: 千m²)</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>面積 (千m²)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭和60 [1985]</td> <td>9,800</td> </tr> <tr> <td>平成7 [1995]</td> <td>7,200</td> </tr> <tr> <td>12 [2000]</td> <td>6,800</td> </tr> <tr> <td>17 [2005]</td> <td>6,000</td> </tr> <tr> <td>22 [2010]</td> <td>5,200</td> </tr> </tbody> </table>	年	面積 (千m ²)	昭和60 [1985]	9,800	平成7 [1995]	7,200	12 [2000]	6,800	17 [2005]	6,000	22 [2010]	5,200	<p>図 2-2-2 山林面積の推移</p>  <table border="1"> <caption>図 2-2-2 山林面積の推移 (単位: km²)</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>面積 (km²)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S50 [1975]</td> <td>13,500</td> </tr> <tr> <td>S60 [1985]</td> <td>9,800</td> </tr> <tr> <td>H7 [1995]</td> <td>7,200</td> </tr> <tr> <td>H17 [2005]</td> <td>6,000</td> </tr> <tr> <td>H27 [2015]</td> <td>4,500</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 各年1月1日現在の面積 資料: 総務部課税課</p>	年	面積 (km ²)	S50 [1975]	13,500	S60 [1985]	9,800	H7 [1995]	7,200	H17 [2005]	6,000	H27 [2015]	4,500	<p>主な変更：経年変化の反映。</p>
年	面積 (千m ²)																										
昭和60 [1985]	9,800																										
平成7 [1995]	7,200																										
12 [2000]	6,800																										
17 [2005]	6,000																										
22 [2010]	5,200																										
年	面積 (km ²)																										
S50 [1975]	13,500																										
S60 [1985]	9,800																										
H7 [1995]	7,200																										
H17 [2005]	6,000																										
H27 [2015]	4,500																										

3 水辺 (p. 16)

	現行計画の記載内容	見直し原案の案 (たたき台)	趣旨・理由等
一般説明	<p>本市の河川は、一級河川として神崎川、二重川、法目川、富ヶ沢川、野口川、七次川及び下手賀沼 (湖沼) の7河川、<u>普通河川</u>として金山落があります。</p> <p><u>これら河川や湖沼は全て利根川水系に属しており、重要な排水機能を担うとともに市の貴重な水辺空間となっています。</u></p>	<p>本市の河川は、一級河川として神崎川、二重川、法目川、富ヶ沢川、野口川、七次川及び下手賀沼 (湖沼) の7河川、<u>また、主要な水路</u>として金山落があり、<u>いずれも利根川水系に属しています。</u></p> <p><u>また、市内では、平成10年度の調査で30箇所の湧水が確認されています。</u></p> <p><u>河川や湖沼は、重要な排水機能を担う一方、湧水などとともに、市の貴重な水辺空間として、良好な景観、レクリエーションや癒し、動植物の生息地などの多面的な機能を発揮することが期待されます¹。</u></p>	<p>主な変更：環境面における水辺の価値を説明し、あるべき姿 (方向性) を提示。また、湧水について「文化財」の項から移行。</p> <p>1：環境面での価値を具体的に例示。</p>
現状	<p><u>近年、都市整備によるアスファルト面の増加や雨水排水整備により、河川に直接流入する雨水量が増加しており、降雨後集中し、時として大きな流量に達する可能性があるため、一部の河川では、改修工事などが実施されています。</u></p>	<p><u>市では、大雨による冠水や浸水を防ぐため、一級河川の管理者である千葉県などとともに、河川改修や水路整備を進めていますが、一部の区間では、適切な排水と、メダカなどの生き物の生息地保全を両立する工事方法を検討しています。</u></p> <p><u>また、湧水については、白井地区の「みたらしの池」を文化財として保護しているほか、谷田地区の「沢山の泉」及び清戸地区の「せんがみの湧水」においては、周囲の森林を含め、「(仮称) 谷田・清戸市民の森整備事業」として保全を進めています。</u></p>	<p>主な変更：河川の治水に加えて、環境面での取り組みも示す。また、湧水保全の取り組みも追記。</p>

課題	<p>水辺の課題</p> <p>◇ 人と水との触れ合いの場や野生動物の生息空間など多様な機能を有する水辺の保全が必要です。</p> <p>◇ 自然環境や生態系に配慮した河川や水路などの整備が必要です。</p> <p>◇ 都市整備に伴う雨水排水量の増加に配慮した水田や水辺などによる保水力の確保が必要です。¹</p>	<p>水辺の課題</p> <p>◇ 洪水に対して安心して暮らせる排水機能を確保したうえで、水辺が持つ多面的な機能がバランスよく発揮されるようにしていく必要があります。</p>	<p>主な変更：排水機能の確保を明記。その上で、多面的な機能の「バランス」を重視。</p> <p>1：前段の説明とリンクしないため削除。</p>																																												
図表	<p>表 2-2-1 市内の河川</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川</th> <th>延長(km)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>神崎川</td> <td>14.6</td> </tr> <tr> <td>二重川</td> <td>6.4</td> </tr> <tr> <td>法目川</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>富ヶ沢川</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>野口川</td> <td>0.4</td> </tr> <tr> <td>七次川</td> <td>0.7</td> </tr> </tbody> </table> <p>資料：千葉県統計年鑑</p> <p>表 2-2-2 市内の湖沼</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>湖沼</th> <th>周囲(km)</th> <th>面積(km²)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>手賀沼</td> <td>16.7</td> <td rowspan="2">4.12</td> </tr> <tr> <td>下手賀沼</td> <td>6.1</td> </tr> </tbody> </table>	河川	延長(km)	神崎川	14.6	二重川	6.4	法目川	1.5	富ヶ沢川	0.5	野口川	0.4	七次川	0.7	湖沼	周囲(km)	面積(km ²)	手賀沼	16.7	4.12	下手賀沼	6.1	<p>表 2-2-1 市内の河川</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川</th> <th>延長(km)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>神崎川</td> <td>14.6</td> </tr> <tr> <td>二重川</td> <td>6.4</td> </tr> <tr> <td>法目川</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>富ヶ沢川</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>野口川</td> <td>0.4</td> </tr> <tr> <td>七次川</td> <td>0.7</td> </tr> </tbody> </table> <p>資料：千葉県統計年鑑</p> <p>表 2-2-2 市内の湖沼</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>湖沼</th> <th>周囲(km)</th> <th>面積(km²)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>手賀沼</td> <td>16.7</td> <td rowspan="2">4.12</td> </tr> <tr> <td>下手賀沼</td> <td>6.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>資料：千葉県統計年鑑</p>	河川	延長(km)	神崎川	14.6	二重川	6.4	法目川	1.5	富ヶ沢川	0.5	野口川	0.4	七次川	0.7	湖沼	周囲(km)	面積(km ²)	手賀沼	16.7	4.12	下手賀沼	6.1	<p>(変更なし)</p>
河川	延長(km)																																														
神崎川	14.6																																														
二重川	6.4																																														
法目川	1.5																																														
富ヶ沢川	0.5																																														
野口川	0.4																																														
七次川	0.7																																														
湖沼	周囲(km)	面積(km ²)																																													
手賀沼	16.7	4.12																																													
下手賀沼	6.1																																														
河川	延長(km)																																														
神崎川	14.6																																														
二重川	6.4																																														
法目川	1.5																																														
富ヶ沢川	0.5																																														
野口川	0.4																																														
七次川	0.7																																														
湖沼	周囲(km)	面積(km ²)																																													
手賀沼	16.7	4.12																																													
下手賀沼	6.1																																														

4 動植物 (p.17)

	現行計画の記載内容	見直し原案の案 (たたき台)	趣旨・理由等
一般説明	<p>市内にある雑木林から水辺までの様々な環境は、多様な野生動植物の生息・生育空間となっています。¹</p>	<p>野生の動植物は、地域の生態系においてそれぞれが重要な役割を果たし、良好な環境の維持に貢献しているだけでなく、魚釣り、虫捕り、バードウォッチング、森林浴といった楽しみや安らぎ、学びの機会を与えてくれます。</p> <p>その反面、都市化の進展に伴い、市街地を生息地とする鳥獣が出現するなど、野生動植物が人にとっての脅威や障害となってしまうこともあります。</p> <p>様々な生物が作り出す豊かな生態系を保護するとともに、市民生活や事業活動に対する悪影響については低減していくことが重要です。</p>	<p>主な変更：環境面における動植物の価値・性質を説明し、あるべき姿(方向性)を提示。</p> <p>1：土地・空間に視点をおいた環境価値の整理は第1～3項で実施済み。本項では、動植物そのものの価値・性質について論じる。</p>
現状	<p>平成21年度に取りまとめられた「白井市生物多様性調査」では、オオタカやサシバなど保護上重要な動物が確認されています。また、毎年、清水口地区の七次川調整池では、越冬のためオオハクチョウやカモ類が飛来し、清戸の湧水周辺には、県内でも希少なシダ類が茂っています。</p> <p>市内調査の結果、102本の巨樹・古木が確認されており、平成17年度に2本のイチョウを市指定文化財(天然記念物)に指定しています。¹</p>	<p>市では、動植物を含めた生物相の全体像を明らかにするため、「白井市生物多様性調査」を実施し平成21年度に結果を取りまとめました。調査の結果、鳥類のオオタカやサシバ、一部のシダ植物など、希少な動植物の生息が確認されています。²</p> <p>また、清水口地区の七次川調整池では、毎年、越冬のためオオハクチョウやカモ類が飛来します。</p> <p>市では、秩序ある開発の誘導などにより生物の生息地の保全に努めるとともに、県が進めているカミツキガメなどの特定外来生物の防除への協力や、野生動物による農業被害の低減など、野生動植物の適正な管理に取り組んでいます。</p>	<p>主な変更：野生生物を巡る市の施策(防除なども含む)をより広く説明。</p> <p>1：寺社などの巨樹・古木は「野生生物」と言い切ることが難しいため削除。</p> <p>2：調査を行ったこと自体も重要な取り組みであるため、表現を強調。</p>

課題	<p>動植物の課題</p> <p>◇ 多様な動植物が生息・生育できる環境の保全が必要です。</p> <p>◇ 巨樹・古木の周知と保全が必要です。</p> <p>◇ 希少動植物の生息・生育状況の調査¹と保護が必要です。</p>	<p>動植物の課題</p> <p>◇ 豊かな生態系の保護と、市民生活や事業活動に支障を与えないための適切な野生動植物管理を、両面から進めていく必要があります。</p>	<p>主な変更：個体保護や生息地保全だけでなく、「管理」の視点も追加。</p> <p>1：今後の調査の必要性については前段でふれていない。</p>																																																											
図表	<p>図 2-2-3 オオハクチョウの飛来数</p> <table border="1"> <caption>オオハクチョウの飛来数</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>飛来数(羽)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H13</td><td>5</td></tr> <tr><td>H14</td><td>4</td></tr> <tr><td>H15</td><td>12</td></tr> <tr><td>H16</td><td>10</td></tr> <tr><td>H17</td><td>11</td></tr> <tr><td>H18</td><td>8</td></tr> <tr><td>H19</td><td>14</td></tr> <tr><td>H20</td><td>13</td></tr> <tr><td>H21</td><td>22</td></tr> <tr><td>H22</td><td>21</td></tr> </tbody> </table> <p>資料：環境建設部 環境課</p>	年度	飛来数(羽)	H13	5	H14	4	H15	12	H16	10	H17	11	H18	8	H19	14	H20	13	H21	22	H22	21	<p>表 2-2-3 市内で見られる野生動植物の種数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">分類</th> <th>確認種数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">哺乳類</td> <td>10種</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">両生類</td> <td>カエル類</td> <td>7種</td> </tr> <tr> <td>サンショウウオ類</td> <td>1種</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">爬虫類</td> <td>ヘビ類</td> <td>6種</td> </tr> <tr> <td>トカゲ類</td> <td>3種</td> </tr> <tr> <td>カメ類</td> <td>3種</td> </tr> <tr> <td colspan="2">鳥類</td> <td>54種</td> </tr> <tr> <td colspan="2">魚類</td> <td>15種</td> </tr> <tr> <td colspan="2">昆虫類</td> <td>2,148種</td> </tr> <tr> <td colspan="2">クモ類</td> <td>146種</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">植物</td> <td>維管束植物</td> <td>614種</td> </tr> <tr> <td>コケ類</td> <td>108種</td> </tr> <tr> <td>地衣類</td> <td>69種</td> </tr> </tbody> </table> <p>資料：白井市生物多様性調査(H21)結果</p>	分類		確認種数	哺乳類		10種	両生類	カエル類	7種	サンショウウオ類	1種	爬虫類	ヘビ類	6種	トカゲ類	3種	カメ類	3種	鳥類		54種	魚類		15種	昆虫類		2,148種	クモ類		146種	植物	維管束植物	614種	コケ類	108種	地衣類	69種	<p>主な変更：特定の種の動向ではなく、市内の生物相の豊かさを指標する資料に置き換え。</p>
年度	飛来数(羽)																																																													
H13	5																																																													
H14	4																																																													
H15	12																																																													
H16	10																																																													
H17	11																																																													
H18	8																																																													
H19	14																																																													
H20	13																																																													
H21	22																																																													
H22	21																																																													
分類		確認種数																																																												
哺乳類		10種																																																												
両生類	カエル類	7種																																																												
	サンショウウオ類	1種																																																												
爬虫類	ヘビ類	6種																																																												
	トカゲ類	3種																																																												
	カメ類	3種																																																												
鳥類		54種																																																												
魚類		15種																																																												
昆虫類		2,148種																																																												
クモ類		146種																																																												
植物	維管束植物	614種																																																												
	コケ類	108種																																																												
	地衣類	69種																																																												

5 公園・緑地 (p. 18)

	現行計画の記載内容	見直し原案の案 (たたき台)	趣旨・理由等
一般説明	<p>公園や緑地は、私たちの日常生活に潤いと安らぎを与えてくれ、多くの地域住民¹が憩いの場を求めて訪れます。</p>	<p>公園や緑地は、私たちの日常生活に潤いと安らぎを与えてくれ、多くの市民¹が憩いの場を求めて訪れます。</p> <p>公園や緑地の拡充は、生活環境や景観の向上にも寄与し、都市の魅力づくりを進める上で重要な要素となっています。</p> <p>また、維持管理などに市民が参加することで、地域への愛着や人のつながりを深める場となることも期待できます。</p>	<p>主な変更：環境面における公園緑地の価値を説明し、あるべき姿（方向性）を提示。</p> <p>1：公園の規模によって誘導範囲は異なるため「地域住民」とは言い切れない。</p>
現状	<p>市内の都市公園や緑地面積¹は年々増加傾向にあります。市では、沢山の泉や運動公園周辺を緑地保全重点地区と位置づけ²、また市民の森を整備するなど、さまざまな保全施策³を実施しています。</p> <p>市民グループの協力により、きれいに維持されている公園が現在 21 箇所ありますが、市民管理の行われていない公園は 33 箇所あり、市では管理していただける活動グループ（サークル）を随時募集しています。⁵</p>	<p>市内の都市公園面積¹は年々増加傾向にあります。人口も増加していることから、白井市都市公園条例に定める標準面積（1人当たり 10㎡）の確保には至っていません。</p> <p>都市公園のほか、市では、地権者の協力のもと市民の森の整備や特別保全緑地の指定を行っています³。</p> <p>また、公園への愛着を深め、地域コミュニティ活動の推進を図るため、市では公園の日常管理の一部を自治会や市民団体等に委託しており、管理をしていただける団体を随時募集しています。⁵</p>	<p>主な変更：条例に示された量的指標（1人当たり面積）に対する現在の整備状況を説明。また、市民管理については実績数よりも意義を強調。</p> <p>1：緑地（都市緑地）も都市公園に含まれる。</p> <p>2：「緑地保全重点地区」は実態がないため削除。</p> <p>3：保全系の施策は、造営物である都市公園とは段落を分けて述べる。</p>

課題	<p>公園・緑地の課題</p> <p>◇ 人と自然がふれあえる公園・緑地の整備の推進が必要です。</p> <p>◇ 市民グループや自治会と協働した維持管理の推進が必要です。</p>	<p>公園・緑地の課題</p> <p>◇ 潤いと安らぎのある生活環境の創出のため、公園・緑地の整備の推進が必要です。</p> <p>◇ 市民グループや自治会と協働した維持管理の推進が必要です。</p>	<p>主な変更：前段の説明とつながりのある文言に変更。</p>																																																																																																				
	図表	<p>図 2-2-4 都市公園と緑地の状況</p> <table border="1"> <caption>都市公園と緑地の状況 (H14-H22)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>都市公園面積(千㎡)</th> <th>緑地面積(千㎡)</th> <th>箇所数(十箇所)</th> <th>1人当たり面積(㎡)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H14</td><td>14</td><td>350,000</td><td>43</td><td>25</td></tr> <tr><td>H15</td><td>23</td><td>350,000</td><td>45</td><td>28</td></tr> <tr><td>H16</td><td>23</td><td>350,000</td><td>48</td><td>30</td></tr> <tr><td>H17</td><td>23</td><td>380,000</td><td>49</td><td>32</td></tr> <tr><td>H18</td><td>23</td><td>380,000</td><td>51</td><td>34</td></tr> <tr><td>H19</td><td>25</td><td>380,000</td><td>52</td><td>36</td></tr> <tr><td>H20</td><td>25</td><td>380,000</td><td>58</td><td>38</td></tr> <tr><td>H21</td><td>27</td><td>380,000</td><td>63</td><td>40</td></tr> <tr><td>H22</td><td>29</td><td>380,000</td><td>68</td><td>42</td></tr> </tbody> </table> <p>資料：環境建設部 都市計画課</p>	年度	都市公園面積(千㎡)	緑地面積(千㎡)	箇所数(十箇所)	1人当たり面積(㎡)	H14	14	350,000	43	25	H15	23	350,000	45	28	H16	23	350,000	48	30	H17	23	380,000	49	32	H18	23	380,000	51	34	H19	25	380,000	52	36	H20	25	380,000	58	38	H21	27	380,000	63	40	H22	29	380,000	68	42	<p>図 2-2-4 都市公園の整備状況</p> <table border="1"> <caption>都市公園の整備状況 (H18-H26)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>公園面積(千㎡)</th> <th>緑地面積(千㎡)</th> <th>箇所数(十箇所)</th> <th>1人当たり面積(㎡)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H18 (H19.3)</td><td>400</td><td>400</td><td>5.5</td><td>7.5</td></tr> <tr><td>H19 (H20.3)</td><td>400</td><td>400</td><td>5.5</td><td>7.5</td></tr> <tr><td>H20 (H21.3)</td><td>400</td><td>400</td><td>5.5</td><td>7.5</td></tr> <tr><td>H21 (H22.3)</td><td>400</td><td>400</td><td>5.5</td><td>7.5</td></tr> <tr><td>H22 (H23.3)</td><td>400</td><td>400</td><td>5.5</td><td>7.5</td></tr> <tr><td>H23 (H24.3)</td><td>400</td><td>400</td><td>5.5</td><td>7.5</td></tr> <tr><td>H24 (H25.3)</td><td>400</td><td>400</td><td>5.5</td><td>7.5</td></tr> <tr><td>H25 (H26.3)</td><td>400</td><td>400</td><td>5.5</td><td>7.5</td></tr> <tr><td>H26 (H27.3)</td><td>400</td><td>400</td><td>5.5</td><td>7.5</td></tr> </tbody> </table> <p>注)「公園」は都市公園のうち住区基幹公園及び都市基幹公園。「緑地」は都市公園のうち都市緑地。「標準面積」は市都市公園条例に定める住民1人当たり標準敷地面積(10㎡以上)。</p> <p>資料：環境建設部都市計画課</p>	年度	公園面積(千㎡)	緑地面積(千㎡)	箇所数(十箇所)	1人当たり面積(㎡)	H18 (H19.3)	400	400	5.5	7.5	H19 (H20.3)	400	400	5.5	7.5	H20 (H21.3)	400	400	5.5	7.5	H21 (H22.3)	400	400	5.5	7.5	H22 (H23.3)	400	400	5.5	7.5	H23 (H24.3)	400	400	5.5	7.5	H24 (H25.3)	400	400	5.5	7.5	H25 (H26.3)	400	400	5.5	7.5	H26 (H27.3)	400	400	5.5	7.5
年度		都市公園面積(千㎡)	緑地面積(千㎡)	箇所数(十箇所)	1人当たり面積(㎡)																																																																																																		
H14	14	350,000	43	25																																																																																																			
H15	23	350,000	45	28																																																																																																			
H16	23	350,000	48	30																																																																																																			
H17	23	380,000	49	32																																																																																																			
H18	23	380,000	51	34																																																																																																			
H19	25	380,000	52	36																																																																																																			
H20	25	380,000	58	38																																																																																																			
H21	27	380,000	63	40																																																																																																			
H22	29	380,000	68	42																																																																																																			
年度	公園面積(千㎡)	緑地面積(千㎡)	箇所数(十箇所)	1人当たり面積(㎡)																																																																																																			
H18 (H19.3)	400	400	5.5	7.5																																																																																																			
H19 (H20.3)	400	400	5.5	7.5																																																																																																			
H20 (H21.3)	400	400	5.5	7.5																																																																																																			
H21 (H22.3)	400	400	5.5	7.5																																																																																																			
H22 (H23.3)	400	400	5.5	7.5																																																																																																			
H23 (H24.3)	400	400	5.5	7.5																																																																																																			
H24 (H25.3)	400	400	5.5	7.5																																																																																																			
H25 (H26.3)	400	400	5.5	7.5																																																																																																			
H26 (H27.3)	400	400	5.5	7.5																																																																																																			

表 2-2-3 市民管理の行われていない公園

1 大山児童公園	12 笹塚公園	23 下郷谷公園
2 柳堤公園	13 清水口西公園	24 子持山公園
3 矢ノ橋台北公園	14 二部山台公園	25 栄みなみ公園
4 大山口児童公園	15 大山口北第一公園	26 栄みどり公園
5 宮の前公園	16 大山口北第二公園	27 南園第一公園
6 清戸道東公園	17 大山南公園	28 南園第二公園
7 清戸道東第二公園	18 根上ふれあい公園	29 南園第三公園
8 二部山公園	19 根上児童公園	30 南園第四公園
9 村雨公園	20 草刈作第一公園	31 南園第五公園
10 北の内公園	21 草刈作第二公園	32 栄きた公園
11 上人塚公園	22 草刈作第三公園	33 溜公園

表 2-2-3 市民団体が管理の一部を担っている公園

公園・緑地名		公園・緑地名	
1 大松児童公園	17 富士西子供の遊び場		
2 清水口児童公園	18 大山南公園		
3 堀込第二児童公園	19 軽井沢公園		
4 居向児童公園	20 子持山公園		
5 北ノ下児童公園	21 二分山台公園		
6 堀込第一児童公園	22 清水口西公園		
7 八幡児童公園	23 大山口北第一公園		
8 七次台児童公園	24 大山口北第二公園		
9 池の上第一児童公園	25 南園第五公園		
10 池の上第二児童公園	26 堀込西第一公園		
11 野口台児童公園	27 木戸公園		
12 栄こどもひろば	28 丸山公園		
13 一本桜公園	29 白井市ふるさとふれあいパーク		
14 二軒茶屋公園	30 七次台二丁目緑地		
15 三本松公園	31 けやき台緑地		
16 けやき台公園	32 清水口西第三公園		
		合計 32箇所	

注) 平成27年4月現在。
資料: 環境建設部都市計画課

主な変更: 読み手の受ける印象を考慮し
ホワイトリストに変更。

第3節 公害の現状と課題

1 大気環境 (p.19)

	現行計画の記載内容	見直し原案の案 (たたき台)	趣旨・理由等
一般説明	<p>近年、工場や事業場などから発生する排出ガスに伴う汚染物質について、技術の進歩や公害関係法令、条例に基づく規制対策や事業者の努力などにより、その負荷量が削減されてきました。</p> <p>市内では白井七次台測定局において大気質の監視測定が行われています。</p>	<p>大気の汚染が進むと、人の呼吸器などを中心に健康への影響が生じる恐れがあります。</p> <p>市内では、主な汚染物質として二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダントの大気中濃度が、県により七次台地区の測定局で監視測定されており、それぞれの物質について国の環境基準が設けられ¹ています。</p> <p>大気汚染物質の主な排出源は工場や自動車などの排出ガスです。大気は流動性が高く、また自動車は移動する発生源であることから、排出抑制には市域を超えた協力が必要となります。²</p>	<p>主な変更：過去の経過ではなく、大気汚染の害や性質などの一般的事項を説明。</p> <p>1：図表との関係を考慮し説明を丁寧にした。</p> <p>2：他の公害（騒音・悪臭・振動等）との大きな違いであるため特に説明を付加。</p>
現状	<p>二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の測定結果の推移は、それぞれ減少傾向にあります。また、光化学オキシダントなどによる光化学スモッグの発生日数も減少傾向にあります。</p> <p>これらのことから大気質は概ね良好な状態が維持されていますが、¹今後も引き続き大気質を監視するとともに工場や事業場などの排出ガスの確認や改善指導を進めることが必要です。²</p>	<p>七次台地区での測定結果を見ると、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の濃度は環境基準を大きく下回っていますが、光化学オキシダント濃度については、年に60～90日程度、環境基準を超過する日が生じています。</p> <p>光化学オキシダントにより生じる光化学スモッグに対しては、千葉県が全県で監視を行っており、市では、濃度の一定以上の上昇が懸念されるとき、県からの情報提供に基づき市内で注意喚起を行っています。</p> <p>また、近年西日本を中心に濃度上昇が多発している微小粒子状物質 (PM2.5) についても、県からの情報提供に基づく注意喚起を行っています。³</p>	<p>主な変更：経年変化の反映。また、市の注意喚起の取り組みについて説明に追加。</p> <p>1：光化学オキシダントは良好と言えない。</p> <p>2：主要な原因には自動車もある。また、大気汚染防止法に基づく事業場の指導は県が実施している。</p> <p>3：近年関心の高まっている物質であるため取扱いを追記。</p>

課題	<p style="text-align: center;">大気環境の課題</p> <p>◇ 大気質調査による現状把握と良好な大気環境の維持が必要です。</p> <p>◇ 工場や事業場からの排出ガスの確認や改善指導の推進が必要です。¹</p>	<p style="text-align: center;">大気環境の課題</p> <p>◇ 削減が進んでいない汚染物質を中心に、国・県・他市町村などと協力し排出削減に取り組んでいくことが必要です。</p> <p>◇ 健康被害を未然に防ぐため、汚染物質の監視や必要な注意喚起を迅速・確実に行うことが必要です。</p>	<p>主な変更：市単独の取り組みでは難しいため広域で取り組む課題と位置付ける。また、原因物質の排出削減だけでなく、注意喚起などの被害防止も重要な課題と考えられる。</p> <p>1：主要な原因には自動車もある。また、大気汚染防止法に基づく事業場の指導は県が実施している。</p>
----	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

図 2-3-1 大気質の状況

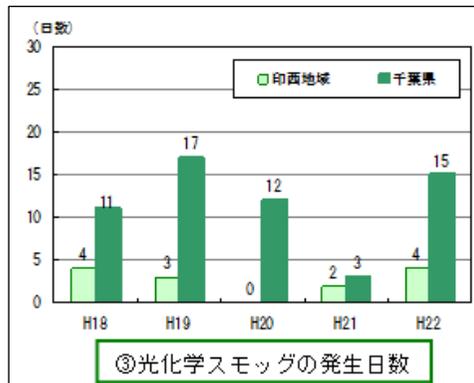
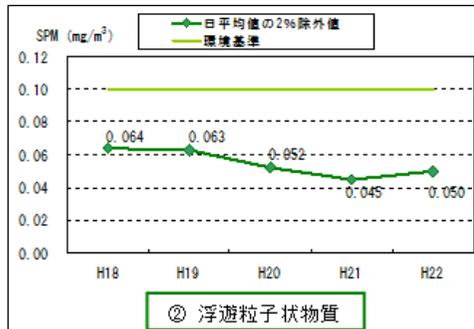
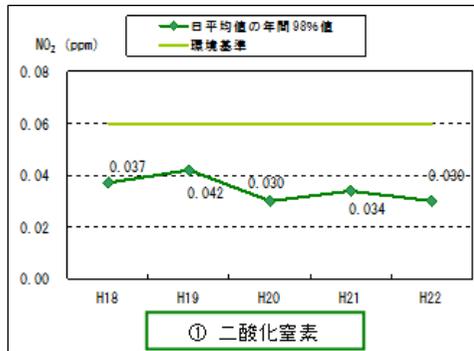
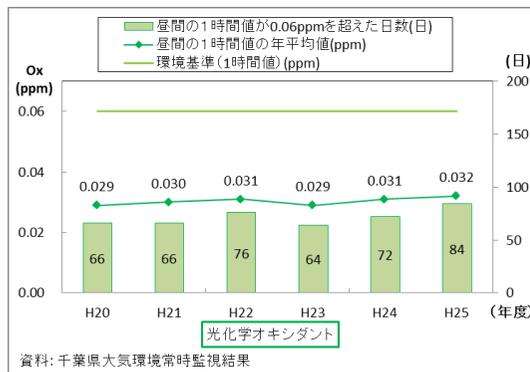
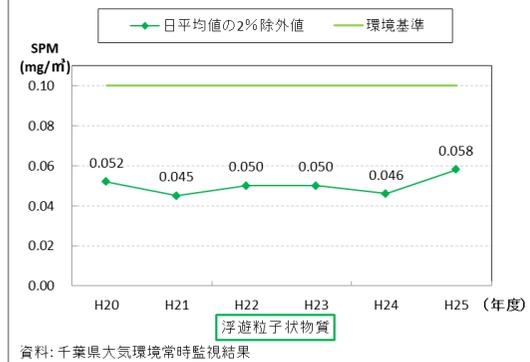
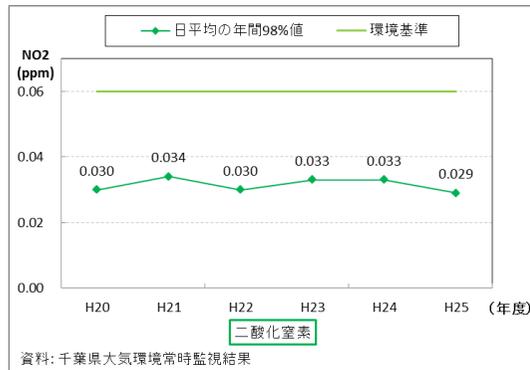


図 2-3-1 大気環境の状況



主な変更：経年変化の反映。また、光化学スモッグ発生日数は、正しくは注意報の発令日数であり、人の判断が加わった数字であるので、より実態に近い指標値（光化学オキシダント濃度）に変更。

2 騒音・振動・悪臭 (p. 20)

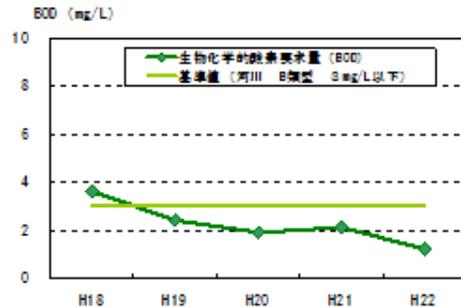
	現行計画の記載内容	見直し原案の案 (たたき台)	趣旨・理由等
一般説明 (1)	(1) 騒音・振動 騒音・振動は、悪臭とともに感覚公害と呼ばれ、人間の感覚や心理面に影響を与えるものです。	(1) 騒音・振動 騒音・振動は、悪臭とともに感覚公害と呼ばれ、人間の感覚や心理面に影響を与えるものです。	(変更なし)
現状 (1)	発生源としては、工場、建設作業及び自動車などがあります。	市に苦情が寄せられる騒音・振動の主な発生源は工場・作業場、建設作業、道路（通行車両）などです。 市では、市公害防止条例に基づき、騒音・振動の発生源となる重機の使用や機械の設置に対し事前の届出を義務付け、規制基準値を超える騒音・振動の発生防止に努めています。 また、道路の通行車両による騒音・振動の防止のため、路面補修など、道路の適切な維持管理に努めています。	主な変更：当市の現状をより正確に記載。また、市の取り組みを記載。
一般説明 (2)	(2) 悪臭 悪臭は、一般的に不快なおいの発生により、人間の感覚に直接作用し、嫌悪感を与える代表的な感覚公害であり、一過性、局地的である場合が多くあります。 においを出す物質の数は数十万と言われ、これらの成分には相乗・相殺作用があり非常に複雑となっています。	(2) 悪臭 悪臭は、一般的に不快なおいの発生により、人間の感覚に直接作用し、嫌悪感を与える代表的な感覚公害であり、一過性、局地的である場合が多くあります。 においを出す物質の数は数十万と言われ、これらの成分には相乗・相殺作用があり非常に複雑となっています。	(変更なし)
現状 (2)	悪臭防止法では、工場や事業所から事業における事業活動に伴って発生する悪臭に対して規制を定め監視・指導して ¹ います。	市に苦情が寄せられる悪臭の多くは、農畜産業や製造業などの事業活動に伴うものや浄化槽排水などです。 市では、悪臭防止法に基づき、工場や事業所における事業活動に伴い発生する悪臭に対する規制地域・規制基準を定めているほか、基準以下の悪臭についても、苦情があった際には現地調査を行い原因者に改善を求めるなど、悪臭の防止に努めて ¹ います。	主な変更：当市の現状をより正確に記載。また、市の取り組みを記載。 1：規制は定めているが、これまでのところ悪臭防止法に基づく測定・指導の実績はない。

課題 (1) (2)	<p style="text-align: center;">騒音・振動・悪臭の課題</p> <p>◇ 沿道地域における道路交通騒音・振動の防止が必要です。</p> <p>◇ 工場などからの騒音・振動の防止が必要です。</p> <p>◇ 工場などからの悪臭防止が必要です。</p>	<p style="text-align: center;">騒音・振動・悪臭の課題</p> <p>◇ 工場・作業場、建設工事、道路（通行車両）などから発生する騒音・振動の防止が必要です。</p> <p>◇ 事業活動や浄化槽排水などからの悪臭の防止が必要です。</p>	<p>主な変更：騒音・振動、悪臭それぞれの苦情の発生源を踏まえ、対象を整理。</p>
------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------

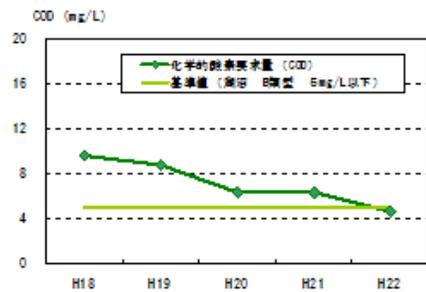
3 水質（現行：「水環境」←親水なども含まれ、「水辺」の項と語感が重なるため変更）（p. 21）

	現行計画の記載内容	見直し原案の案（たたき台）	趣旨・理由等
一般説明 (1)	<p>(1) 河川・湖沼</p> <p>各家庭からの生活排水、工場・事業場からの排水及び山林・農地・市街地など（降雨時に汚れが流出する）からの汚れが自然の浄化能力を超えて流入すると河川の水質汚濁が発生します。</p>	<p>(1) 河川・湖沼</p> <p>各家庭からの生活排水、工場・事業場からの排水及び山林・農地・市街地などの表流水からの汚れが自然の浄化能力を超えて流入すると河川の水質汚濁が発生します。</p>	<p>主な変更：語句の訂正。</p>
現状 (1)	<p>市では、公共用水域の水質汚濁の状況を監視するためBODやCODなどの水質調査を実施しています。</p> <p>近年は公共下水道の整備が進み、また、合併処理浄化槽などの普及や適正な維持管理が進められたことによって、市内の河川水質は改善されつつあります。</p>	<p>市では、公共用水域の水質汚濁の状況を監視するためBODやCODなどの水質調査を実施しています。</p> <p>近年は公共下水道の整備が進み、また、合併処理浄化槽などの普及や適正な維持管理が進められたことによって、一部の河川では水質が改善してきていますが、湖沼（下手賀沼）については、環境基準値を達成できない状況が続いています。</p> <p>市では、平成24年度に「白井市生活排水処理基本計画」を策定し、公共下水道への接続及び合併処理浄化槽の設置を促進しています。</p>	<p>主な変更：経年変化の反映（一部の水域を除き、水質は改善しているとは言えない）。</p>

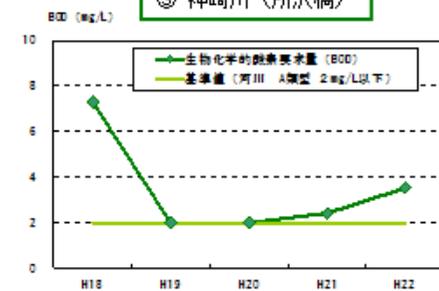
図 2-3-2 水質の状況



① 金山落 (名内橋)

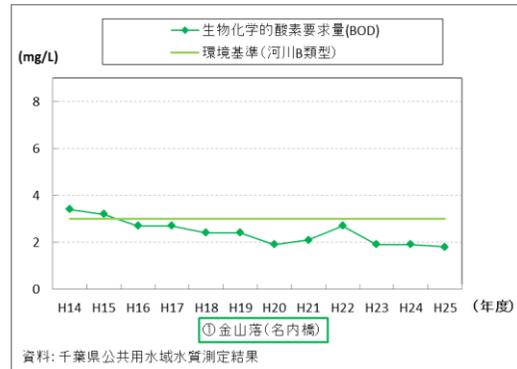


② 下手賀沼 (湖沼)

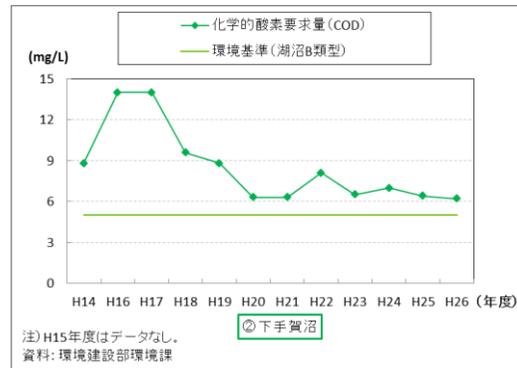


③ 神崎川 (所沢橋)

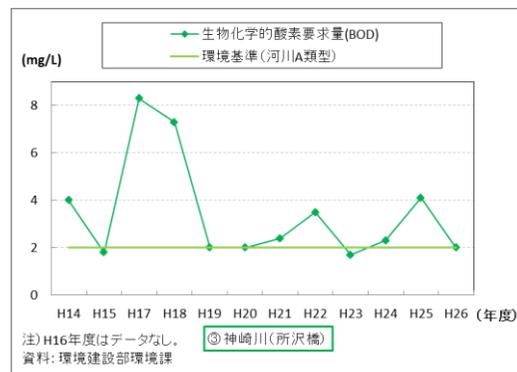
図 2-3-2 河川・湖沼の水質状況



① 金山落 (名内橋)



② 下手賀沼



③ 神崎川 (所沢橋)

主な変更: 経年変化の反映。

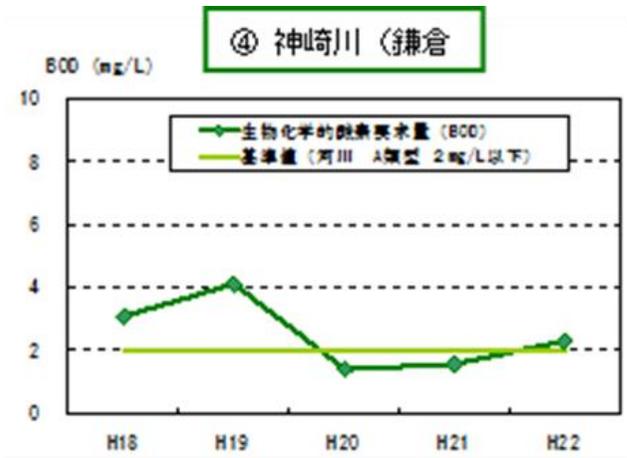


図 2-3-3 公共下水道の普及状況

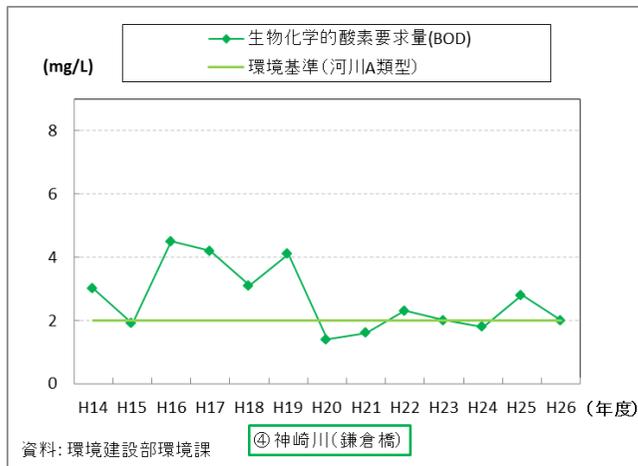
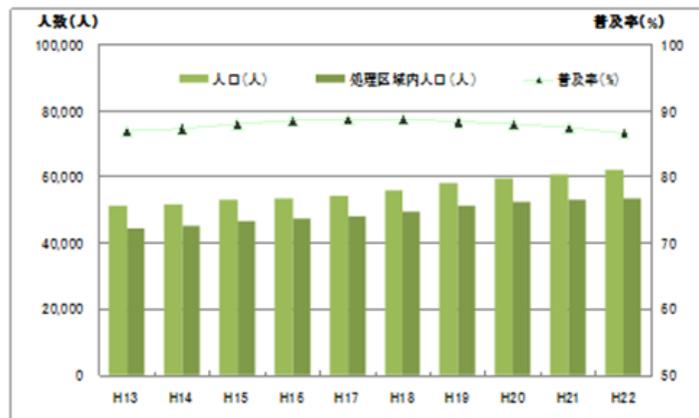
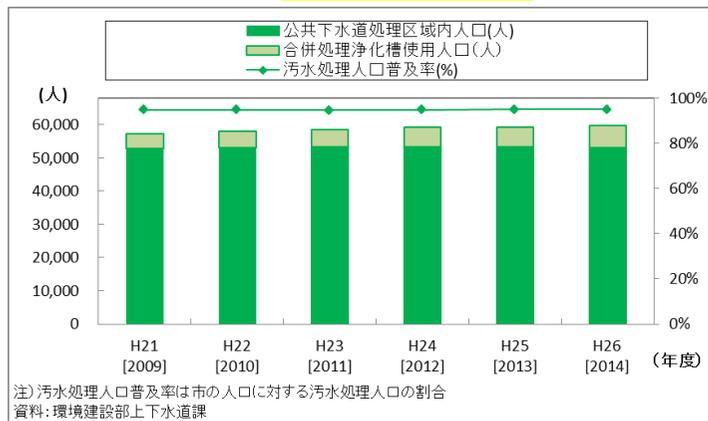


図 2-3-3 公共下水道及び合併処理浄化槽の普及状況



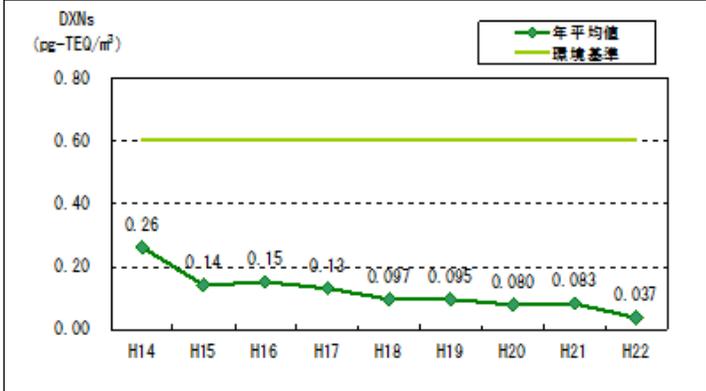
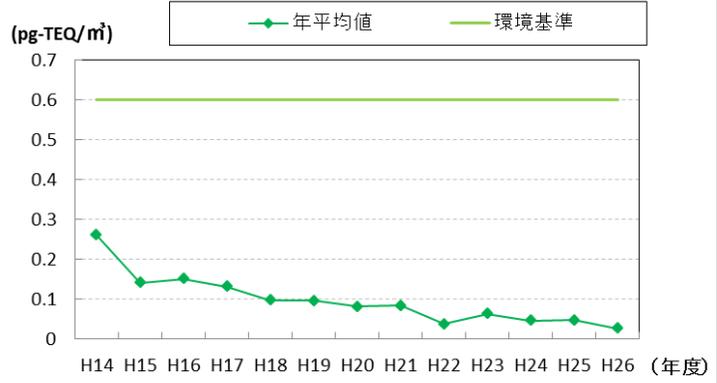
主な変更：図 2-3-3 について、公共下水道の普及状況だけでなく、合併処理浄化槽も含めた汚水処理人口普及率に変更。

<p>一般説明 (2)</p>	<p>(2) 地質環境（土壌・地下水）</p> <p>地下水は、安心な飲料水として利用されてきましたが、産業の発展に伴い自然界において分解されにくい物質や生物体に悪影響を及ぼすような多種多様な化学物質が使用されるようになり、これらが地下水に混入するという状況が生じています。</p>	<p>(2) 地下水</p> <p>地下水は、安心な飲料水として利用されてきましたが、産業の発展に伴い自然界において分解されにくい物質や生物体に悪影響を及ぼすような多種多様な化学物質が使用されるようになり、これらが地下水に混入するという状況が生じています。</p>	<p>主な変更：本文の内容に照らして標題を訂正。</p>
<p>現状 (2)</p>	<p>本市においては、トリクロロエチレンなど揮発性有機化合物による地下水汚染が3地区で確認されており、次に示す調査や対策を進めています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 神々廻地区（浄化対策実施中） 市では、汚染が確認されたことから、汚染範囲の調査などを進め¹、平成10年度からばっ気処理施設を汚染源に設置し、汚染水を汲み上げ浄化しています。また、浄水器の貸出要領を定め²、飲用基準を超過した井戸の所有者に対し、浄水器の貸与を実施しています。 ● 工業団地及び周辺地区（水質調査及び解明調査中） 市では、汚染が確認されたことから³、汚染物質が検出された井戸について、継続的に水質調査を実施しています。また、平成15年度から⁴効果的な浄化対策を進めていくため、地下水汚染機構解明調査を実施しています。 ● 平塚地区及び復四地区（水質調査及び汚染状況調査中） 市では、汚染が確認されたことから、⁵汚染物質が検出された井戸について、継続的に水質調査を実施しています。これらの地区については、今後汚染状況を的確に把握するための調査を進めていくこととしています⁶。 	<p>本市においては、トリクロロエチレンなど揮発性有機化合物による地下水汚染が下記の地区で確認されており、調査や対策を進めています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 神々廻地区 平成10年度にばっ気処理施設を汚染源に設置し、汚染水を汲み上げ浄化してきたことにより一定の成果を得ましたが、未だ飲用基準の全面的な達成には至っていないことから、調査を継続しています。 また、飲用基準を超過した井戸の所有者に対しては、浄水器の貸与を実施しています。 ● 工業団地及び周辺地区 汚染物質が検出された井戸について、継続的に水質調査を実施しています。また、効果的な浄化対策を進めていくため、平成15年度から⁴地下水汚染機構解明調査を実施しています。 ● 平塚地区及び復四地区 汚染状況の把握のため、汚染物質が検出された井戸について、継続的に水質調査を実施しています。 	<p>主な変更：市の施策の変化を反映。</p> <p>1、3、5、6：前段の説明でわかるため省略。 2：事務上のプロセスであるため省略。 4：浄化対策の開始が H15 年度と誤解されないよう語順入替え。</p>

課題 (1) (2)	<p>水環境の課題</p> <p>◇ 公共下水道整備、合併処理浄化槽設置及び適正な維持管理など生活排水処理対策の推進が必要です。</p> <p>◇ 地下水汚染地区の調査や地下水質浄化対策の推進¹が必要です。</p>	<p>水質の課題</p> <p>◇ 水質が環境基準を達成していない下手賀沼や神崎川を中心に、県や他市町などと協力し水質浄化を図っていくことが必要です。</p> <p>◇ 地下水汚染の調査や浄化対策の継続¹が必要です。</p>	<p>主な変更：現状の水質状況に基づき、達成状況が良くない水域に重みを付けた表現とする。また、下水道・浄化槽については達成のための手段であるため第4章で述べる。</p> <p>1：既に実施中であるため。</p>
------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------

4 有害化学物質 (p. 23)

	現行計画の記載内容	見直し原案の案 (たたき台)	趣旨・理由等
一般説明 (1)	<p>(1) ダイオキシソ類</p> <p>ダイオキシソ類は廃棄物の焼却や金属精錬などによって発生するもので、発がん性など健康への影響が懸念されており、市民の関心も高くなっています。</p> <p>ダイオキシソ類対策特別措置法により、ダイオキシソ類を発生する特定施設には、排出基準の遵守と年1回以上の測定義務が課せられています。</p>	<p>(1) ダイオキシソ類</p> <p>ダイオキシソ類は廃棄物の焼却や金属精錬などによって発生するもので、発がん性など健康への影響が懸念されています。</p> <p>ダイオキシソ類対策特別措置法により、ダイオキシソ類を発生する特定施設には、排出基準の遵守と年1回以上の測定義務が課せられています。</p>	<p>主な変更：経年変化の反映（現状では市民の関心は必ずしも高い状態とは言えない）。</p>
現状 (1)	<p>本市では、平成13年度からダイオキシソ類の大気環境調査を継続的に実施しており、濃度は年々減少しています。</p>	<p>本市では、平成13年度からダイオキシソ類の大気環境調査を継続的に実施しており、濃度は年々減少しています。</p>	<p>(変更なし)</p>
一般説明 (2)	<p>(2) アスベスト</p> <p>アスベスト（石綿）は、多くの製品や建築物に使用されてきましたが、発がん性などの健康影響を有するため、現在では製造・使用が禁止されています。</p> <p>また、アスベストを使用した施設の解体に際しては、これらの基準などに従い、周囲の生活環境への影響に配慮しています。</p>	<p>(2) アスベスト</p> <p>アスベスト（石綿）は、多くの製品や建築物に使用されてきましたが、発がん性などの健康影響を有するため、現在では製造・使用が禁止されています。また、アスベストを使用した施設の解体に際しては、適切な飛散・ばく露防止の措置をとらなければなりません。</p>	<p>主な変更：建物解体時の規制を具体的に説明（「これらの基準」という語も、何を指しているのか不明）。</p>
現状 (2)	<p>市では、アスベスト問題に関し、情報の共有化を図り、迅速かつ適切に対処していくため、「白井市アスベスト対策連絡会議」を平成17年9月に設置しています。</p> <p>今後も、アスベストによる健康被害を防止するため、対策に取り組んでいく必要があります。¹</p>	<p>市では、公共施設における飛散の心配があるアスベストの除去工事を平成21年度までに完了しました。</p> <p>また、アスベスト問題に関して、情報の共有化を図り、迅速かつ適切に対処していくため、「白井市アスベスト対策連絡会議」を平成17年9月に設置しています。</p>	<p>主な変更：市の具体的な取り組み内容を説明。</p> <p>1：課題は下段の囲み文に集約して記載する。</p>

課題 (1) (2)	<p>有害化学物質の課題</p> <p>◇ 化学物質などによる汚染のない良好な環境の維持が必要です。</p>	<p>有害化学物質の課題</p> <p>◇ ダイオキシン類、アスベストなどの有害化学物質に対し継続的に注意を払っていく必要があります。</p>	<p>主な変更：前段の説明を踏まえた記述に変更。</p>																																																																								
図表 (1)	<p>図 2-3-4 ダイオキシン類(大気)の状況</p>  <table border="1"> <caption>図 2-3-4 ダイオキシン類(大気)の状況</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>年平均値 (pg-TEQ/m³)</th> <th>環境基準 (pg-TEQ/m³)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H14</td><td>0.26</td><td>0.60</td></tr> <tr><td>H15</td><td>0.14</td><td>0.60</td></tr> <tr><td>H16</td><td>0.15</td><td>0.60</td></tr> <tr><td>H17</td><td>0.13</td><td>0.60</td></tr> <tr><td>H18</td><td>0.097</td><td>0.60</td></tr> <tr><td>H19</td><td>0.095</td><td>0.60</td></tr> <tr><td>H20</td><td>0.080</td><td>0.60</td></tr> <tr><td>H21</td><td>0.083</td><td>0.60</td></tr> <tr><td>H22</td><td>0.037</td><td>0.60</td></tr> </tbody> </table>	年度	年平均値 (pg-TEQ/m³)	環境基準 (pg-TEQ/m³)	H14	0.26	0.60	H15	0.14	0.60	H16	0.15	0.60	H17	0.13	0.60	H18	0.097	0.60	H19	0.095	0.60	H20	0.080	0.60	H21	0.083	0.60	H22	0.037	0.60	<p>図 2-3-4 大気中のダイオキシン類の推移</p>  <table border="1"> <caption>図 2-3-4 大気中のダイオキシン類の推移</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>年平均値 (pg-TEQ/m³)</th> <th>環境基準 (pg-TEQ/m³)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H14</td><td>0.26</td><td>0.60</td></tr> <tr><td>H15</td><td>0.14</td><td>0.60</td></tr> <tr><td>H16</td><td>0.15</td><td>0.60</td></tr> <tr><td>H17</td><td>0.13</td><td>0.60</td></tr> <tr><td>H18</td><td>0.097</td><td>0.60</td></tr> <tr><td>H19</td><td>0.095</td><td>0.60</td></tr> <tr><td>H20</td><td>0.080</td><td>0.60</td></tr> <tr><td>H21</td><td>0.083</td><td>0.60</td></tr> <tr><td>H22</td><td>0.037</td><td>0.60</td></tr> <tr><td>H23</td><td>0.037</td><td>0.60</td></tr> <tr><td>H24</td><td>0.037</td><td>0.60</td></tr> <tr><td>H25</td><td>0.037</td><td>0.60</td></tr> <tr><td>H26</td><td>0.037</td><td>0.60</td></tr> </tbody> </table> <p>注) 調査地は野口台児童公園(H14まで)・白井市役所(H15～H16)・公民センター(H17から)。 資料: 環境建設部環境課</p>	年度	年平均値 (pg-TEQ/m³)	環境基準 (pg-TEQ/m³)	H14	0.26	0.60	H15	0.14	0.60	H16	0.15	0.60	H17	0.13	0.60	H18	0.097	0.60	H19	0.095	0.60	H20	0.080	0.60	H21	0.083	0.60	H22	0.037	0.60	H23	0.037	0.60	H24	0.037	0.60	H25	0.037	0.60	H26	0.037	0.60	<p>主な変更：経年変化の反映</p>
年度	年平均値 (pg-TEQ/m³)	環境基準 (pg-TEQ/m³)																																																																									
H14	0.26	0.60																																																																									
H15	0.14	0.60																																																																									
H16	0.15	0.60																																																																									
H17	0.13	0.60																																																																									
H18	0.097	0.60																																																																									
H19	0.095	0.60																																																																									
H20	0.080	0.60																																																																									
H21	0.083	0.60																																																																									
H22	0.037	0.60																																																																									
年度	年平均値 (pg-TEQ/m³)	環境基準 (pg-TEQ/m³)																																																																									
H14	0.26	0.60																																																																									
H15	0.14	0.60																																																																									
H16	0.15	0.60																																																																									
H17	0.13	0.60																																																																									
H18	0.097	0.60																																																																									
H19	0.095	0.60																																																																									
H20	0.080	0.60																																																																									
H21	0.083	0.60																																																																									
H22	0.037	0.60																																																																									
H23	0.037	0.60																																																																									
H24	0.037	0.60																																																																									
H25	0.037	0.60																																																																									
H26	0.037	0.60																																																																									

5 公害苦情 (p. 24)

	現行計画の記載内容	見直し原案の案 (たたき台)	趣旨・理由等
一般説明	公害に関する苦情は、日常生活に密着した問題が多く、年々複雑かつ多様化しています。	公害に関する苦情は、日常生活に密着した問題が多く、年々複雑かつ多様化しています。	(変更なし)
現状	平成 22 年度の公害苦情件数は合計 122 件であり、種類別では大気、悪臭、騒音、振動、水質などで特に野焼きなどによる大気や悪臭に関する苦情が多く寄せられています。市では公害苦情が寄せられた場合、現地調査を行い、原因者に対し改善を指導するなどの苦情処理を行っています。	市では、白井市公害防止条例に基づき、公害に関する苦情について市民の相談に応じています。平成 26 年度の公害苦情件数は合計 141 件であり、種類別では大気や騒音・振動に関する苦情が多く寄せられています。市では公害苦情が寄せられた場合、現地調査を行い、原因者に対し改善を指導するなどの対応をとっています。	主な変更：経年変化の反映。冒頭に相談制度の説明を付加。
課題	公害苦情の課題 ◇ 野焼き防止や農業、畜産関係による苦情件数の削減が必要です。	公害苦情の課題 ◇ 苦情が増えている大気や振動・騒音に関する公害対策に重点的に取り組む必要があります。	主な変更：本項で論じる必要があるのは、個別の分類の中での対策（「野焼き防止」など）についてではなく、公害全体の中でどれに重点をおいていくのか、である（ただし、野焼きについては関心の高い事象であるため、「不法投棄」の項で別途触れることとする。）

図 2-3-5 公害苦情件数の推移

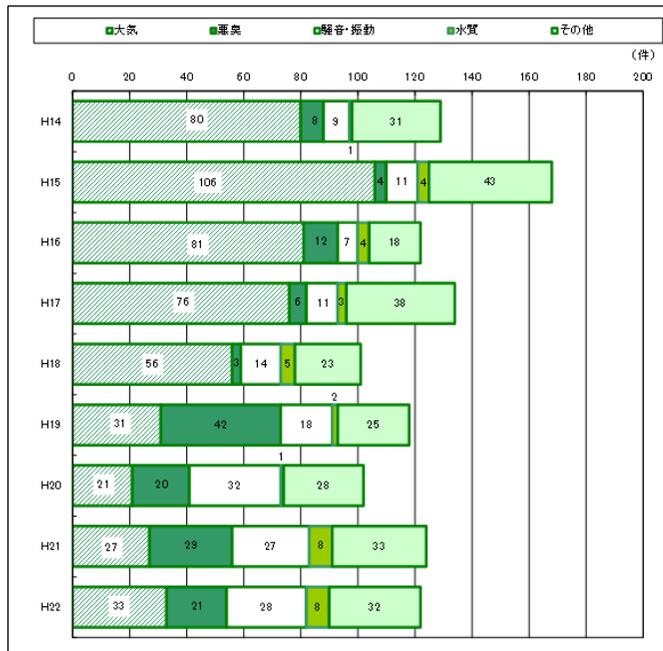
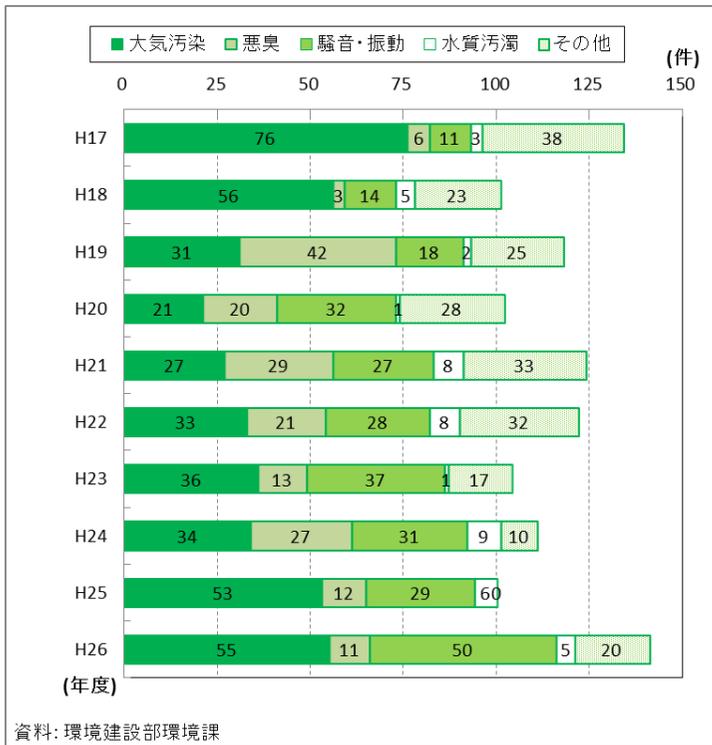


図 2-3-5 公害苦情件数の推移



主な変更：経年変化の反映

6 放射性物質 (p. 25)

	現行計画の記載内容	見直し原案の案 (たたき台)	趣旨・理由等
一般説明	<p>(1) 放射性物質</p> <p>①放射線について</p> <p>平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う福島第一原子力発電所の事故により、東北をはじめ関東地域に放射性物質が放出されています。</p>	<p>平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う福島第一原子力発電所事故では、放射性セシウムなどの放射性物質が大気中に大量に放出されました。その一部は風により白井市を含む千葉県北西部を通過し、降雨とともに地表面などに沈着または滞留したものと考えられています。</p> <p>放射線の被ばく形態は、地表や大気中など体外に存在する放射性物質による外部被ばくと、飲食や呼吸に伴い体内に侵入した放射性物質による内部被ばくに大別されます。</p>	<p>主な変更：放出後の放射性物質の挙動と、市の現状の説明につながる一般知識を説明。</p>

現 状	<p>②市の取り組み</p> <p>市では、長期化する放射線問題に対し、関係部署や市民との連携を強化するため、新たに「放射線対策本部」を平成23年10月25日に設置するとともに、環境課内に「放射線対策室」を平成23年11月1日に設置しています。</p> <p>放射線対策室では、放射線対策本部で検討された放射線対策の実施や放射線量測定の取りまとめを行い、市民に除染などの必要な助言や放射線量測定器の貸し出しを行うなど、より迅速に対応しています。</p> <p>さらに、国（環境省）から「汚染状況重点調査地域」の指定を受けて、平成23年度では、除染計画を定めるための調査を実施しています。</p> <p>■調査測定の基本的な考え方■</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市全体の詳細な調査測定を行ったうえで除染実施計画を策定していきます。 ・市内を500mメッシュに区切り、それぞれのメッシュあたり最低2箇所以上確保することとし、既存調査の結果を活用しつつ必要なときは追加します。今後は、調査測定の結果に基づき、除染実施計画を定め平成24年度以降、計画的な除染を進めていきます。 <p>③放射性物質と環境基本法</p> <p>放射性物質は、環境基本法第13条において「放射性物質による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染の防止のための措置については、原子力基本法その他関係法律で定めるところによる。」と規定されており、放射線関係は環境基本法の外側にあるのが現状です。</p>	<p>市では、外部被ばく対策として、平成24年4月に「白井市除染実施計画」を策定し、子供の生活環境を優先して公共施設や住宅等の除染を進めてきました。この結果、平成26年度には市内の平均空間放射線量率は約半減し、国が定める基準値である毎時0.23マイクロシーベルトを大きく下回る値となっています。</p> <p>「白井市除染実施計画」は平成26年度で終了しましたが、市では引き続き空間放射線量率のモニタリングを行い、必要に応じて局所的な除染を行っていくこととしています。</p> <p>また、内部被ばく対策としては、学校給食食材等の食品の放射能検査や、体内に蓄積した放射性物質の濃度を測定するホールボディカウンタの測定費用の一部助成などを行っています。</p> <p>さらに、甲状腺疾患など、中長期的な健康不安に対し適切に対応できるよう、国の動向や、福島県において継続的に行われている県民健康調査の結果などを注視しています。</p>	<p>主な変更：現在までの状況変化を踏まえ、全般的に書き換え。</p>
--------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------

課題	<p>環境省では、平成23年度中に「環境基本法及び第4次環境基本計画」の見直し・改正を目指していることから、今後、国や県の動向などを踏まえ、本計画に反映していく予定ではありますが、現時点では計画に反映できないことが課題です。</p>	<p>放射性物質の課題</p> <p>◇ 外部被ばく・内部被ばくのそれぞれについて、市民の不安を払拭し、事故以前の生活を取り戻していくことが必要です。</p>	<p>主な変更：状況の変化を反映。</p>																																																																																																																																																		
図表	<p>(なし)</p>	<p>表 2-3-1 市内各地区の平均空間放射線量率の変化</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地区 (白井市除染実施計画による区分)</th> <th colspan="2">空間放射線量率(μ Sv/h)</th> <th rowspan="2">低減率 (A-B)/A</th> </tr> <tr> <th>A 平成24年1~2月 (除染実施計画策定時)</th> <th>B 平成26年5~7月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>池の上(1丁目)</td><td>0.18</td><td>0.10</td><td>44%</td></tr> <tr><td>池の上(2・3丁目)</td><td>0.24</td><td>0.10</td><td>59%</td></tr> <tr><td>今井</td><td>0.18</td><td>0.10</td><td>44%</td></tr> <tr><td>大山口</td><td>0.18</td><td>0.08</td><td>56%</td></tr> <tr><td>折立</td><td>0.23</td><td>0.12</td><td>48%</td></tr> <tr><td>河原子</td><td>0.26</td><td>0.10</td><td>61%</td></tr> <tr><td>木</td><td>0.23</td><td>0.11</td><td>50%</td></tr> <tr><td>清戸</td><td>0.25</td><td>0.13</td><td>49%</td></tr> <tr><td>けやき台</td><td>0.22</td><td>0.12</td><td>45%</td></tr> <tr><td>桜台</td><td>0.29</td><td>0.12</td><td>58%</td></tr> <tr><td>笹塚(1丁目)</td><td>0.22</td><td>0.10</td><td>55%</td></tr> <tr><td>笹塚(2・3丁目)</td><td>0.23</td><td>0.12</td><td>48%</td></tr> <tr><td>神々廻</td><td>0.23</td><td>0.12</td><td>48%</td></tr> <tr><td>清水口</td><td>0.17</td><td>0.09</td><td>47%</td></tr> <tr><td>白井</td><td>0.23</td><td>0.13</td><td>45%</td></tr> <tr><td>大松</td><td>0.15</td><td>0.07</td><td>53%</td></tr> <tr><td>谷田、武西</td><td>0.23</td><td>0.12</td><td>49%</td></tr> <tr><td>雷塚</td><td>0.25</td><td>0.13</td><td>49%</td></tr> <tr><td>十余一</td><td>0.27</td><td>0.13</td><td>51%</td></tr> <tr><td>名内(小名内・入谷・屋敷附・屋敷廻)</td><td>0.24</td><td>0.14</td><td>42%</td></tr> <tr><td>名内(上記以外)</td><td>0.20</td><td>0.11</td><td>45%</td></tr> <tr><td>中</td><td>0.23</td><td>0.11</td><td>51%</td></tr> <tr><td>七次台(1・2丁目)</td><td>0.20</td><td>0.09</td><td>55%</td></tr> <tr><td>七次台(3・4丁目)、野口</td><td>0.23</td><td>0.11</td><td>53%</td></tr> <tr><td>西白井(1・2丁目)</td><td>0.19</td><td>0.09</td><td>53%</td></tr> <tr><td>西白井(3・4丁目)</td><td>0.23</td><td>0.11</td><td>51%</td></tr> <tr><td>根(下郷谷・上人塚)</td><td>0.23</td><td>0.10</td><td>58%</td></tr> <tr><td>根(上記以外)</td><td>0.18</td><td>0.09</td><td>50%</td></tr> <tr><td>平塚</td><td>0.20</td><td>0.11</td><td>45%</td></tr> <tr><td>復(初崎・中山・道祖神・台山・西ノ内・城際)</td><td>0.23</td><td>0.11</td><td>53%</td></tr> <tr><td>復(上記以外)</td><td>0.15</td><td>0.08</td><td>47%</td></tr> <tr><td>富士</td><td>0.16</td><td>0.09</td><td>44%</td></tr> <tr><td>郷込</td><td>0.23</td><td>0.10</td><td>56%</td></tr> <tr><td>南山</td><td>0.20</td><td>0.10</td><td>50%</td></tr> <tr><td>平均</td><td>0.21</td><td>0.11</td><td>49%</td></tr> </tbody> </table> <p>資料：環境建設部環境課</p>	地区 (白井市除染実施計画による区分)	空間放射線量率(μ Sv/h)		低減率 (A-B)/A	A 平成24年1~2月 (除染実施計画策定時)	B 平成26年5~7月	池の上(1丁目)	0.18	0.10	44%	池の上(2・3丁目)	0.24	0.10	59%	今井	0.18	0.10	44%	大山口	0.18	0.08	56%	折立	0.23	0.12	48%	河原子	0.26	0.10	61%	木	0.23	0.11	50%	清戸	0.25	0.13	49%	けやき台	0.22	0.12	45%	桜台	0.29	0.12	58%	笹塚(1丁目)	0.22	0.10	55%	笹塚(2・3丁目)	0.23	0.12	48%	神々廻	0.23	0.12	48%	清水口	0.17	0.09	47%	白井	0.23	0.13	45%	大松	0.15	0.07	53%	谷田、武西	0.23	0.12	49%	雷塚	0.25	0.13	49%	十余一	0.27	0.13	51%	名内(小名内・入谷・屋敷附・屋敷廻)	0.24	0.14	42%	名内(上記以外)	0.20	0.11	45%	中	0.23	0.11	51%	七次台(1・2丁目)	0.20	0.09	55%	七次台(3・4丁目)、野口	0.23	0.11	53%	西白井(1・2丁目)	0.19	0.09	53%	西白井(3・4丁目)	0.23	0.11	51%	根(下郷谷・上人塚)	0.23	0.10	58%	根(上記以外)	0.18	0.09	50%	平塚	0.20	0.11	45%	復(初崎・中山・道祖神・台山・西ノ内・城際)	0.23	0.11	53%	復(上記以外)	0.15	0.08	47%	富士	0.16	0.09	44%	郷込	0.23	0.10	56%	南山	0.20	0.10	50%	平均	0.21	0.11	49%	<p>主な変更：事故後と現在の状況変化をあらわす一指標として、地区別の空間線量率の変化を新規に挿入。</p>
地区 (白井市除染実施計画による区分)	空間放射線量率(μ Sv/h)			低減率 (A-B)/A																																																																																																																																																	
	A 平成24年1~2月 (除染実施計画策定時)	B 平成26年5~7月																																																																																																																																																			
池の上(1丁目)	0.18	0.10	44%																																																																																																																																																		
池の上(2・3丁目)	0.24	0.10	59%																																																																																																																																																		
今井	0.18	0.10	44%																																																																																																																																																		
大山口	0.18	0.08	56%																																																																																																																																																		
折立	0.23	0.12	48%																																																																																																																																																		
河原子	0.26	0.10	61%																																																																																																																																																		
木	0.23	0.11	50%																																																																																																																																																		
清戸	0.25	0.13	49%																																																																																																																																																		
けやき台	0.22	0.12	45%																																																																																																																																																		
桜台	0.29	0.12	58%																																																																																																																																																		
笹塚(1丁目)	0.22	0.10	55%																																																																																																																																																		
笹塚(2・3丁目)	0.23	0.12	48%																																																																																																																																																		
神々廻	0.23	0.12	48%																																																																																																																																																		
清水口	0.17	0.09	47%																																																																																																																																																		
白井	0.23	0.13	45%																																																																																																																																																		
大松	0.15	0.07	53%																																																																																																																																																		
谷田、武西	0.23	0.12	49%																																																																																																																																																		
雷塚	0.25	0.13	49%																																																																																																																																																		
十余一	0.27	0.13	51%																																																																																																																																																		
名内(小名内・入谷・屋敷附・屋敷廻)	0.24	0.14	42%																																																																																																																																																		
名内(上記以外)	0.20	0.11	45%																																																																																																																																																		
中	0.23	0.11	51%																																																																																																																																																		
七次台(1・2丁目)	0.20	0.09	55%																																																																																																																																																		
七次台(3・4丁目)、野口	0.23	0.11	53%																																																																																																																																																		
西白井(1・2丁目)	0.19	0.09	53%																																																																																																																																																		
西白井(3・4丁目)	0.23	0.11	51%																																																																																																																																																		
根(下郷谷・上人塚)	0.23	0.10	58%																																																																																																																																																		
根(上記以外)	0.18	0.09	50%																																																																																																																																																		
平塚	0.20	0.11	45%																																																																																																																																																		
復(初崎・中山・道祖神・台山・西ノ内・城際)	0.23	0.11	53%																																																																																																																																																		
復(上記以外)	0.15	0.08	47%																																																																																																																																																		
富士	0.16	0.09	44%																																																																																																																																																		
郷込	0.23	0.10	56%																																																																																																																																																		
南山	0.20	0.10	50%																																																																																																																																																		
平均	0.21	0.11	49%																																																																																																																																																		

第4節 生活環境の現状と課題

1 景観・文化財（現行：「景観・歴史文化財」←「文化財」という語は元来歴史的価値を有する財を指すことから、語意の重複となる「歴史」を削除）(p.26～27)

	現行計画の記載内容	見直し原案の案（たたき台）	趣旨・理由等
一般説明 (1)	(なし)	(1)景観 景観は、自然や建築物・工作物、遠くの山並みなど、視覚により総体的に捉えられる風景のことであり、地域の特徴や印象を形成するものとなります。 良好な景観とは、風景を形づくる要素の規模・形態・色彩などが調和し、その地域や場所の個性を表わしている状態といえます。	主な変更：環境面における景観の価値を説明し、あるべき姿（方向性）を提示。
現状 (1)	(1) 景観 本市は、平成13年に「白井市都市マスタープラン」を制定し、景観づくりを推進しています。 市内には桜並木や梨園及び河川沿いの斜面林など豊かな緑があり、美しい自然景観を形成しています。 市では「しろい散策マップ」（全20コース）など四季を通じて良好な景観がみられる場所を市民に紹介しています。 ¹ 今後も良好な都市景観や田園景観の形成の推進に向けて、市、市民、事業者及び市民団体の相互協力が必要です。 ²	市では、都市計画に関する基本的な方針である「白井市都市マスタープラン」（平成27年度改訂）において、市街地及び田園集落地における景観の基本方針を定め、それぞれにおいて「白井らしさを感じることでできる空間形成を目指した計画的な景観誘導」と「市民の景観に関する取り組みへの支援及び意識の醸成」を図っていくこととしています。 また、市内には桜並木や梨園、河川沿いの斜面林など豊かな緑があり、四季を通じて美しい景観を形成しています。市ではこれらの場所を「しろい散策マップ」などによって紹介しています。 ¹	主な変更：都市マスタープラン改訂案における方針を反映。確定は都市マス改訂後 1：記述の整理 2：課題は文末の囲み文に集約する。

<p>一般説明 (2)</p>	<p>(2) 歴史文化財 (本文なし)</p>	<p>(2) 文化財 文化財は、先人から受け継いだ貴重な伝統文化や歴史的遺産であり、国や自治体の指定に基づき保護が行われています。 天然記念物や史跡、歴史的建造物などの文化財は、その周囲にも古くからの自然環境や優れた景観が残されていることが多く、文化財の保護は結果的に良好な環境の保全につながることもあります。</p>	<p>主な変更：環境面における文化財の価値を説明し、あるべき姿（方向性）を提示。</p>
<p>現状 (2)</p>	<p>市内には、先人から受け継いだ貴重な伝統文化や歴史的遺産¹が数多く存在します。市では、自然や魅力的な場所に触れながら、市内の魅力を発見する「ふるさと白井魅力発見ウォーク」を毎年開催しています²。 また、市内30ヶ所ある湧水池（みたらしの池、沢山の泉、先上の湧水など）、巨樹・巨木、名木などは、地域の歴史文化財の周辺に多く存在し、地域における貴重な財産として保全していく必要があります。</p>	<p>市内には、歴史的建造物や史跡、巨樹・巨木など¹が数多く存在します。市では、これらのうち特に貴重なものを文化財として指定し保護しています。</p>	<p>主な変更：市が文化財を保護していることを明らかにする。また、湧水については、文化財の周辺に多いとは言い切れないため、「水辺」の項に移す。</p> <p>1：本計画で対象となる文化財は、無形文化財や工芸品などは含まないため、対象を列挙。 2：健康増進を目的とした「健康ウォーク」に移行したため削除。</p>
<p>課題 (1) (2)</p>	<p>景観・歴史文化財の課題 ◇ 地域特性を活かした景観形成の推進が必要です。 ◇ 歴史的・伝統文化や生活文化とこれらを取りまく自然環境の保全が必要です。</p>	<p>景観・文化財の課題 ◇ 地域特性を活かし、調和のとれた景観形成の推進が必要です。 ◇ 良好な環境の保全にもつなげる文化財の保護を着実に行う必要があります。</p>	<p>主な変更：良好な景観の一条件としての「調和」を追加。また、文化財については、文化財とその周辺の自然環境を別々に保全するのではなく、文化財保護が結果的に環境保全にも波及効果を及ぼす流れを想定（主は文化財保護）。</p>

図 2-4-2 歴史文化財の状況



図 2-4-2 市内の文化財（建造物・史跡・天然記念物）



主な変更：歴史的建造物・史跡に該当する指定文化財 11 件をすべて掲載。

2 不法投棄 (p. 28)

	現行計画の記載内容	見直し原案の案 (たたき台)	趣旨・理由等
一般説明	(なし)	不法投棄は、法令で定められていない方法によりごみをみだりに投棄する犯罪行為であり、主に山林などの人目につかない場所で多く発生し、景観や風紀を損なうとともに、環境汚染や火災などの原因にもなります。	主な変更：不法投棄の害悪について説明。
現状	<p>不法投棄は、市内の道路沿いや空き地及び山林など後を絶たない状況で、投棄されたごみは、粗大ごみや家電品及び建設廃材など様々です。</p> <p>平成 19 年度に粗大ごみの有料化が実施されてから平成 20 年度まで粗大ごみの不法投棄が増加しています。平成 17 年度以降、家電品の不法投棄が減少していますが、家電リサイクル法に基づくリサイクルルート¹の定着や買い替え時の引き取り、下取りサービスで回収されるようになったことが減少要因のひとつと考えられます。</p> <p>市では、監視カメラの設置や監視パトロールを実施して、投棄物の早期発見・早期撤去に努めるとともに、市民や土地所有者、事業者と協働して不法投棄がしにくい環境づくりを目指すとともに³、警察や関係機関と連携を図り、投棄者の特定に努めています。</p>	<p>市内における不法投棄は全体として減少してきていますが、道路沿いや空き地及び山林などを中心に未だ後を絶たない状況で、投棄されたごみは、家具などの粗大ごみや家電製品、建設廃材、古タイヤ¹など様々です。</p> <p>平成 19 年度に粗大ごみの有料化が実施されてから平成 20 年度まで粗大ごみの不法投棄が増加しました。また、平成 17 年度から平成 20 年度にかけて、家電製品の不法投棄が減少しましたが、これは、家電リサイクル法に基づくリサイクルの定着や買い替え時の引き取り、下取りサービスで回収されるようになったことが減少要因のひとつと考えられます。</p> <p>市では、監視カメラの設置や監視パトロールを実施し、不法投棄の防止及び²投棄物の早期発見・撤去に努めるとともに、警察や関係機関と連携を図り、投棄者の特定に努めています。</p> <p>なお、ごみの焼却は、法令に基づき行う処理を除いて原則禁止されていますが、日常生活を営むうえで通常行われる軽微なもの(たき火等)や農業を営むためにやむを得ないものなどについては例外とされています。しかし、野焼きによる煙や臭いには苦情も多く、市では、例外となる焼却であっても、生活環境に著しい影響を与えている場合は中止などの指導をしています。</p>	<p>主な変更：総件数は減少していることを説明。また、市民の関心が高い野焼きについての取り組みにも触れる(「公害苦情」の項から移行)。</p> <p>1：数量的に多いものを追記。 2：カメラ、パトロールの目的は投棄物の早期発見・撤去だけではなく防止もある。 3：「市民や土地利用者、事業者との協働による不法投棄しにくい環境づくり」の具体的内容が不明のため削除。</p>

課題

不法投棄の課題

- ◇ ごみが捨てられない環境づくりを進め**環境美化¹**や**不法投棄の未然防止の推進²**が必要です。
- ◇ **不法投棄の監視活動を強化するとともに、早期発見・早期撤去が必要²**です。

不法投棄の課題

- ◇ ごみが捨てられない環境づくりを進め、**不法投棄を未然に防止していくこと³**が必要です。
- ◇ **ごみの野焼きに対しては、生活環境への影響が生じないように、きめ細かい対応をとっていく必要があります。**

主な変更：野焼きについても課題に位置付ける（「公害苦情」の項から移行）。

- 1：環境美化はここでの論点と異なる。
- 2：監視活動及び早期発見・撤去は、ごみが捨てられない環境づくりの一手段として捉えられるため第4章での取扱いとする。
- 3：「進め」と「推進」の重複除去。

図表

図 2-4-3 不法投棄の状況

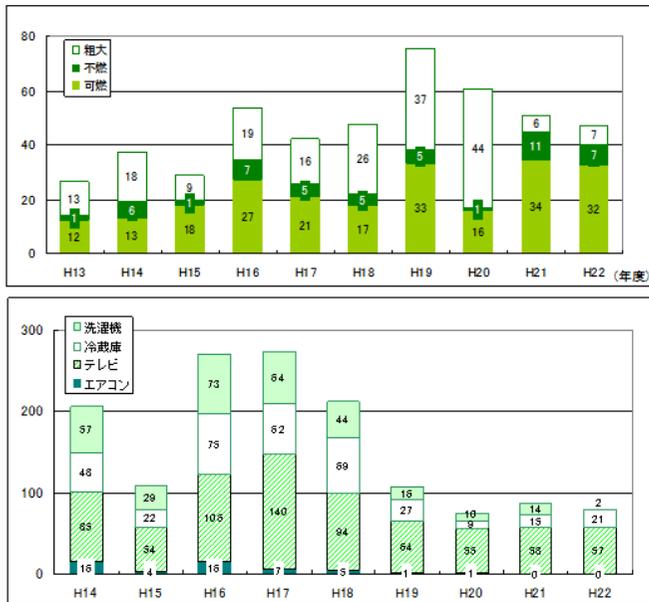
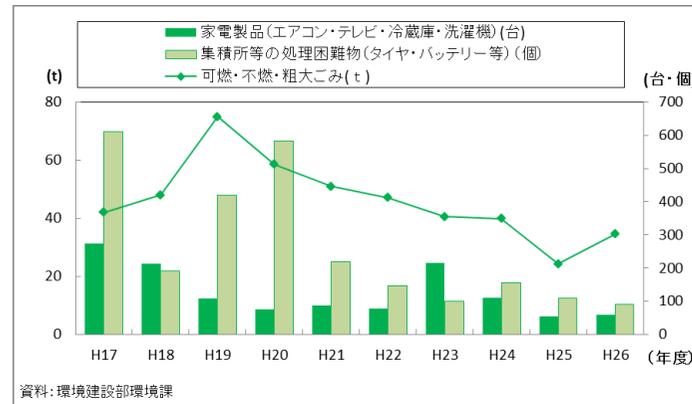


図 2-4-3 不法投棄の状況



主な変更：経年変化の反映。総件数がわかりやすくなるよう2つのグラフを合成。

第5節 廃棄物・資源の現状と課題

1 廃棄物・リサイクル（現行：「1 廃棄物」「2 資源物」←「資源物」の項は廃棄物の再資源化についてのみ述べているため統合し改称）(p. 29～31)

	現行計画の記載内容	見直し原案の案（たたき台）	趣旨・理由等
一般説明	(なし)	<p>人の活動に伴い発生するごみの排出源は大きく分けて事業活動と家庭生活にわけられます。事業活動により発生するごみのうち、燃え殻や汚泥など特定の品目は法律により「産業廃棄物」に位置付けられ、排出事業者が処理責任を負うこととなりますが、家庭ごみなどの「一般廃棄物」については、原則として市町村が処理を行います。</p> <p>ごみ処理については全国的に最終処分場の確保の難航や収集・処理・処分に係る社会的コストの増大などが問題になっており、排出量の抑制が求められています。</p> <p>また、ごみの中には多くの資源物が含まれており、分別の徹底などによる再資源化の推進が求められています。</p>	<p>主な変更：廃棄物及び再資源化についての一般的事項を説明。</p>

(1) 廃棄物

(1) ごみ処理・処分

本市では、印西市と栄町と共同して印西地区環境整備事業組合において、塵芥（ごみ）処理を実施しています。同組合では、昭和61年4月から「印西クリーンセンター」で、ごみの中間処理（焼却、破碎）、平成11年4月から「印西地区一般廃棄物最終処分場」で、焼却灰や粉碎残渣などを埋立処分しています。

<収 集>

●家庭系ごみ：本市の家庭から排出されるごみは、燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみ、乾電池、廃食用油及び資源物の6種に区分しています。

●事業系ごみ：事業活動に伴って排出するごみは、「産業廃棄物」と「一般廃棄物」があります。産業廃棄物は、専門の処理業者で処分し、一般廃棄物は、有料で印西クリーンセンターで受け入れています。

<処 理>

●家庭から排出された「燃やすごみ」、「燃やさないごみ」及び「粗大ごみ」は、焼却や破碎処理し、資源物を回収後、最終処分場で埋立処分しています。

●家庭から排出された「乾電池」は、印西クリーンセンターで一時保管後、専門の処理業者に引き渡し処理しています。

●廃食用油は、印刷インクに原材料として再利用しています。

●資源物は、選別などの中間処理後、資源業者などに引き渡し、再資源化しています。

本市の一般廃棄物の総排出量は、平成18年度をピークに減少傾向が見られましたが、平成22年度以降は概ね横ばいとなっています。

このうち、総排出量の7割以上を占めている家庭系ごみについては僅かに減少の傾向が続いており、平成26年度の市民1人1日平均排出量は501g/人・日となっています。

ただし、ここ数年の排出量の減少は、発生抑制の取り組みの効果だけでなく、景気減速や消費低迷が大きく関係しているものと考えられます。このため、景気が好転し消費が活性化してくると排出量もリバウンドする可能性があります。

市では、ごみ排出量削減のため、「ごみ減量化・資源化基本方針（行動ガイドライン）」（平成26年度改訂）により、市民1人1日当たりの家庭系ごみの排出量を平成35年度に455グラムまで減量することを目標に定め、生ごみの水切りや、マイバッグ・マイボトルの使用などを市民に呼びかけています。

また、家庭から収集、または事業者が手数料を支払って搬入した一般廃棄物のうち、「燃やすごみ」、「燃やさないごみ」及び「粗大ごみ」については、印西地区環境整備事業組合の「印西クリーンセンター」で中間処理（焼却、破碎）したうえ、「印西地区一般廃棄物最終処分場」において最終処分（埋立）していますが、「資源物」、「廃食用油」及び「小型家電」については、中間処理業者を通じて素材等へのリサイクルを図っています。

一般廃棄物排出量に占める資源化量及び資源化率は近年減少の傾向が続いています。

主な変更：1、2を統合し、ごみ排出量及び資源化量の経年変化を反映するとともに、排出量抑制についての市の施策を説明。また、処理体制、処理フローの詳細な説明は本文では省略（処理フローの説明は図2-5-1に委ねる）。

	<p>(2) ごみ排出量</p> <p>本市のごみ排出量は、平成 12 年度から平成 14 年度までは減少、平成 15 年度から増加しましたが平成 18 年度をピークに平成 21 年度まで減少しています。</p> <p>1 人 1 日平均排出量もごみ排出量とほぼ同様の推移を示し、平成 21 年度に 900 g / 人・日となっています。</p> <p>ただし、ここ数年のごみ排出量などの減少は、発生抑制の取り組み効果が全てではなく、景気減速や消費低迷が大きく関係しているものと考えられます。</p> <p>そのため景気が好転し、消費が活性化してくるとごみ排出量がリバウンドする可能性があります。今後も取り組みの手を緩めず、発生抑制を推進していくことが重要です。</p> <p>(2) 資源物</p> <p>資源化量は、平成 12 年度から平成 14 年度まで増加し、平成 15 年度からほぼ横ばいで推移し平成 18 年度をピークに平成 21 年度まで減少しています。</p> <p>ごみ排出量に対する資源化量の割合（以降、「資源化率」とします。）は平成 14 年度まで増加し、それ以降減少傾向にあります。</p> <p>ごみの中には多くの資源物が含まれており、分別の徹底や新たな資源物の分別など、資源化を推進する取り組みを強化し、資源化量及び資源化率の向上を図ることが課題となります。</p>		
課題	<p>廃棄物の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 生ごみの減量化・堆肥化の推進が必要です¹。 ◇ ごみ排出量の削減の推進が必要です。 <p>資源物の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ ごみのリサイクル・資源化の推進が必要です。 	<p>廃棄物・リサイクルの課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 一般廃棄物の排出量を引き続き抑制していくことが必要です。 ◇ 資源化量・資源化率の改善を図っていくことが必要です。 	<p>主な変更：資源化量・資源化率の低下を踏まえ、改善の必要性を指摘。</p> <p>1：生ごみの話は前段の説明とリンクしないので削除。</p>

図 2-5-1 ごみ処理の流れ

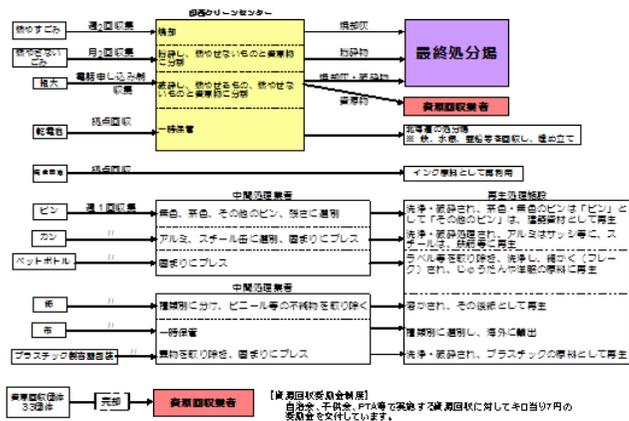


図 2-5-2 ごみ排出量の状況

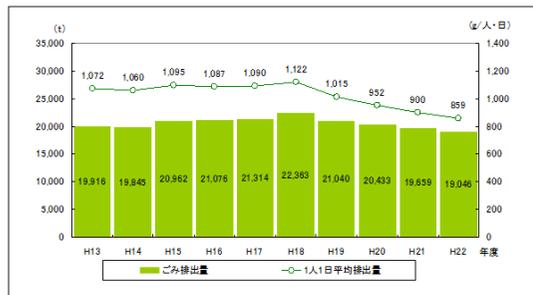


図 2-5-3 資源化量の状況

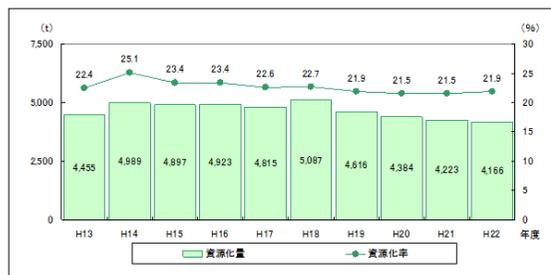


図 2-5-1 家庭ごみ処理の流れ



図 2-5-2 一般廃棄物排出量の推移

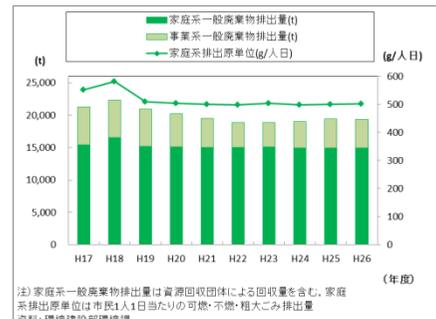
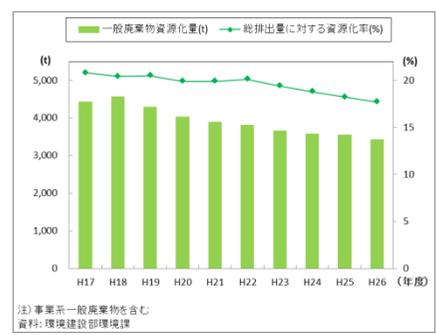


図 2-5-3 一般廃棄物の資源化量の推移



主な変更：経年変化の反映、グラフタイトルの明確化。図 2-5-1 は小型家電の追加。

図表

2 エネルギー (p. 32～33)

	現行計画の記載内容	見直し原案の案 (たたき台)	趣旨・理由等
一般説明 (1)	<p>(1) 省エネルギー 二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量を削減するためには、化石燃料の消費を減らし、省エネルギーの推進に努める必要があります。</p>	<p>現在の市民生活や経済活動を支えるエネルギー源は石油、石炭、天然ガスといった化石燃料に大きく依存していますが、これらはいずれも限りのある天然資源であるとともに、燃焼に伴い発生する二酸化炭素などは地球温暖化の原因にもなります。</p> <p>このため、化石燃料への依存度がより低い社会の構築が求められており、その主な手段として、省エネルギーの推進と再生可能エネルギー¹の活用があげられます。</p>	<p>主な変更：エネルギー問題の意味を説明（化石燃料の使用抑制の目的は温室効果ガスの排出削減だけでなく資源保護もある）。また、温室効果ガス排出抑制及び資源保護は、省エネと新エネ（再生エネ）に共通するものなので、(1)、(2)は統合して記述する。</p> <p>1：最近では行政用語である「新エネルギー」よりも「再生可能エネルギー」のほうが広く用いられているためこちらの語を用いる。なお、欄外に語句説明を補記する。</p>
現状 (1)	<p>本市を含む東葛支社サービス区域の電力消費量はほぼ横這いになっています。</p> <p>一方、本市の都市ガスについてみると年々増加傾向にあります。</p> <p>本市におけるエネルギー消費量は、全体として増加傾向にあるため、今後一層の省エネルギーに配慮した新しいライフスタイルを推進する必要があります。</p>	<p>本市周辺の電力使用量は平成 23 年の東日本大震災を機に減少が見られるものの、その後は横ばいで推移しています。</p> <p>また、都市ガス消費量についても過去 5 年間程度はほぼ横ばいとなっています。</p> <p>市では、住宅用太陽光発電及び住宅用高効率給湯器の設置費に対して補助金を支給し普及を促すなど、省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの利用拡大を推進しています。</p> <p>また、市内における事業者の取り組みとして、平成 20 年から、市の特産品である梨の剪定枝などを利用したバイオマスガス化発電施設が稼働しています。剪定枝をリサイクルすることで、野焼きの低減にもつながっています。</p>	<p>主な変更：電力・都市ガス使用量について、経年変化を反映。また、市の取り組みについて説明（ただし、市温暖化計画については温室効果ガスの削減が主目標であるため、「地球環境」の項で説明する）。さらに、バイオマスガス化発電についての別枠記事（現状(2)）を本文に統合。</p>

<p>一般説明 (2)</p>	<p>(2) 新エネルギー 新エネルギーは、石油の代替エネルギーとなるもので、具体的には太陽光発電、地熱発電、風力発電などの自然エネルギーや廃棄物による発電、熱利用や燃料電池などが該当し、資源制限が少なく、環境特性に優れた性質が特徴です。 限りある資源を大切に利用するとともに地球温暖化防止と併せて、二酸化炭素を排出しない新エネルギーの活用・普及に取り組む必要があります。</p>	<p>-</p>	<p>(一般説明(1)に移行)</p>
<p>現状 (2)</p>	<p>[市内の事例（事業者の取り組み）] バイオマスガス化発電施設（平成20年4月稼働）本市は梨の有数の産地であることから、梨の木から大量に出る剪定枝などを利用したバイオマスガス化発電施設が稼働しています。 剪定枝をリサイクルすることで、野焼き防止などにも効果が期待されています。</p>	<p>-</p>	<p>(現状(1)に移行)</p>
<p>課題 (1) (2)</p>	<p>エネルギーの課題 ◇ 限りある資源や地球温暖化防止に配慮した省エネルギーの推進が必要です。 ◇ 市内にあるバイオマスガス化施設など環境に配慮した新エネルギーの活用と普及が必要です。</p>	<p>エネルギーの課題 ◇ 省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの利用拡大をとおして、化石燃料によるエネルギーのさらなる消費削減を図っていく必要があります。</p>	<p>主な変更：省エネ・再エネは手段であり、その先にある「化石燃料の使用削減」を課題とする。</p>

図 2-5-4 電力消費量 (東葛支社サービス区域)

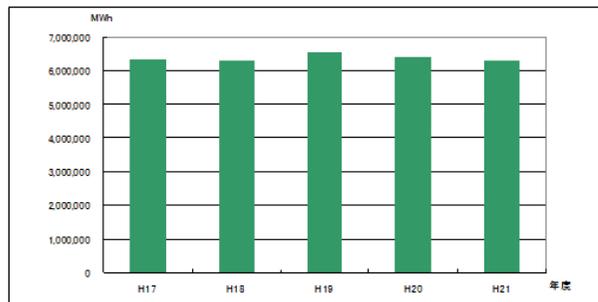


図 2-5-5 都市ガス消費量

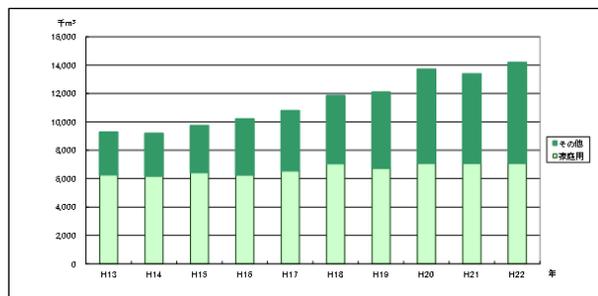


図 2-5-6 新エネルギーの分類

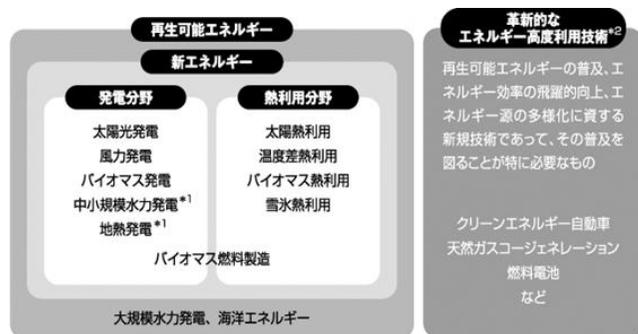


図 2-5-4 白井市及び周辺地区の電力消費量の推移

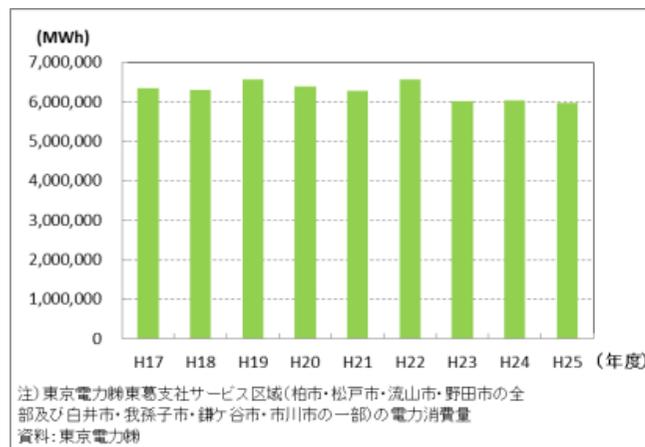
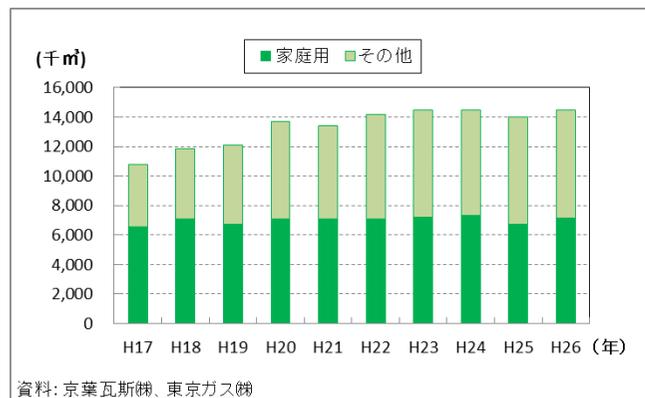


図 2-5-5 白井市における都市ガス消費量の推移



経年変化の反映、グラフタイトルの明確化。図 2-5-6 は再生可能エネルギーの説明を補注で入れるため削除。

第6節 環境保全活動の現状と課題

1 環境学習・環境教育 (p. 34)

	現行計画の記載内容	見直し原案の案 (たたき台)	趣旨・理由等
一般説明	<p>今日の環境問題は、身近な生活環境の問題から地球規模の問題まで多種多様化しています。</p> <p>これらの環境問題を解決するためには、市民一人ひとりが環境への理解と認識を深め、市、市民、市民団体、事業者が協働・連携し、取り組みを実践していく必要があります。</p>	<p>環境学習・環境教育とは、環境や環境問題に対する関心を高め、必要な知識・技術・態度を獲得するための学習・教育のことです。</p> <p>今日の環境問題は、身近な生活環境の問題から地球規模の問題まで多種多様化しています。</p> <p>これらの環境問題の解決には、市民、行政、事業者などの各主体が環境に関心を持ち、環境に対する責任と役割を理解し、環境保全活動に参加する態度及び環境問題の解決に資する能力を育むことが重要です。</p>	<p>主な変更：環境学習・環境教育の語義を説明。また、本項で取り扱うのは、具体的な環境保全の取り組みそのものではなく、取り組みの実施主体（市民、行政、事業者など）資質（関心、理解、能力）の向上についてであることを踏まえ、方向性を訂正。</p>
現状	<p>このため本市では、環境保全活動の契機としていただくことを目的に、市が主催する環境フォーラムの開催、自然観察会、施設見学といった環境学習講座の後援・共催を行っています。</p> <p>環境フォーラムの参加者数は、毎年200人を目標としています。今後も、より一層の市民に対する周知、意識の啓発に取り組んでいく必要があります¹。</p>	<p>市では、市民が環境に関心を持ち、また環境保全活動に参加する契機となることを目的に、毎年「白井市環境フォーラム」を開催しています。</p> <p>また、市職員が市政の取り組みなどを出張説明する「白井なるほど行政講座」や、地域活動の中心となる人材を育成する「白井市民大学校」において、白井市の自然や環境についての講座を用意しています。</p> <p>さらに、市民団体等が行う自然観察会や環境関連施設見学などに対し後援・共催を行っています。</p>	<p>主な変更：市主催の取り組み（行政講座・市民大学校）についても記載。</p> <p>1：課題は文末の囲み文に集約する。</p>
課題	<p>環境学習・環境教育の課題</p> <p>◇環境学習・環境教育への参加の推進が必要です。</p> <p>◇環境保全に対する関心と理解の向上が必要です。</p>	<p>環境学習・環境教育の課題</p> <p>◇市、市民、市民団体及び事業者など、環境に関わる各主体の環境保全への関心や理解を深めていく取り組みが必要です。</p>	<p>主な変更：環境学習・環境教育は手段であるので、その先にある「関心・理解を深めていくこと」を課題とする。また、だれの「関心・理解」なのかを明らかにする。</p>

図 2-6-1 環境フォーラム参加者数

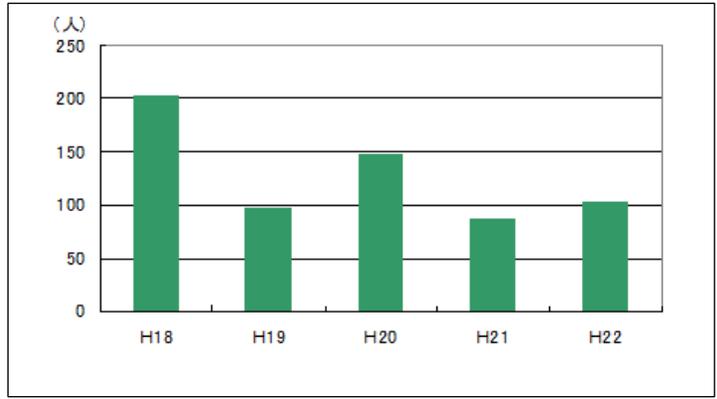
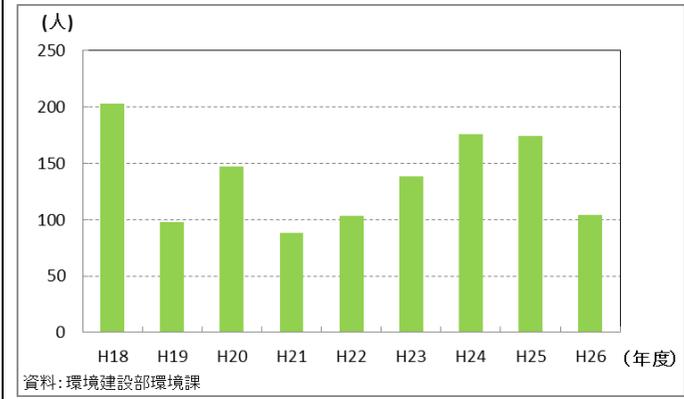


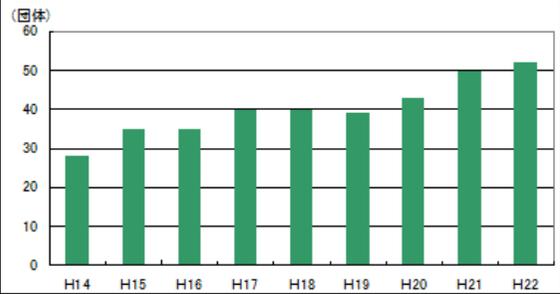
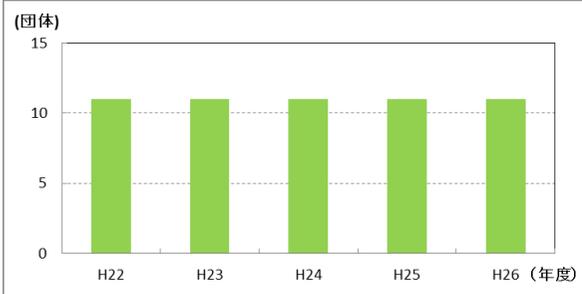
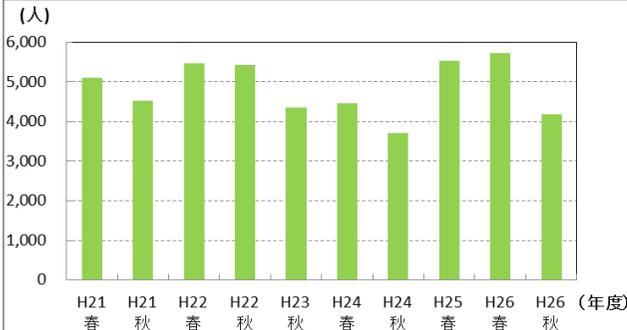
図 2-6-1 「白井市環境フォーラム」参加者数



主な変更: 経年変化の反映

2 環境保全活動 (p. 35)

	現行計画の記載内容	見直し原案の案 (たたき台)	趣旨・理由等
一般説明	(なし)	<p>環境保全に対する意識の高まりを背景として、各地で市民、市民団体、事業者などによる自主的な環境保全活動が盛んに行われています。</p> <p>白井市第5次総合計画前期基本計画(素案)においても「みどりが価値を生み出すまちづくり」において、地域の環境保全活動やランドワークは重要な実施主体と位置付けられています¹。</p> <p>地域でのこのような取り組みがさらに広がっていくことにより、環境保全が一層効果的に推進されることが期待されます。</p>	<p>主な変更：環境保全活動の意義を説明。</p> <p>1：第5次総合計画基本計画素案における方針を反映。確定は総合計画決定後</p>
現状	<p>本市では、市民、市民団体や事業者が環境保全活動に参加・行動しやすくするために各種イベントを開催しています。</p> <p>花づくりを通じて、地域・職場・道路などを美しくする「花いっぱい運動」では、参加団体に花の苗などを配当し、環境美化及びその意識の高揚を目指しています。参加団体数は年々増加傾向にあり、平成22年度は52団体でした。</p> <p>また、春と秋の年2回、市民参加による清掃活動を行う「ごみゼロ運動」も実施しており、毎回5,000人近い市民が参加しています。</p> <p>市内には多数の市民団体があり、自然観察会、炭焼き体験会、北総の四季をテーマとした写真コンテストなど様々な活動を行っています。</p> <p>市では、市民活動団体の拠点施設として市民活動推進センターを平成15年12月にオープンし、市民活動団体の「情報」「活動」「交流」の場として運営しています。また、同センターでは、「フロンティア」という市民活動に特化した情報紙を年4回作成・市内全戸に配布しています。</p>	<p>市内には多数の市民団体があり、環境保全に関する活動も盛んに行われています。市では、市民団体の活動拠点となる「市民活動推進センター」を開設して活動や交流を支援しています。</p> <p>また、市では、市民、市民団体、事業者との協働による環境保全活動を行っています。市民参加による一斉清掃活動である「ごみゼロ運動」には毎回5,000人近い市民が参加しているほか、花づくりを通じて地域・職場・道路などを美しくする「花いっぱい運動」では、参加団体に花の苗などを配布し環境美化及びその意識の高揚を目指しています¹。</p>	<p>主な変更：市の主催行事よりも市民・団体の自主的な活動を先に述べる(ただし、「自然観察会・炭焼き体験・写真コンテスト」は、いずれも「保全活動」のイメージからは離れるため例示を避けた)。また、推進センターの業務紹介は概要に止めた。市の主催事業については、「(市民等が)参加・行動しやすくなるイベント」ではなく、「(市と市民等の)協働による環境保全活動」とした。</p> <p>1：「花いっぱい運動」については今後の方向性が未定のため表記を簡素化。</p>

課題	<p>環境保全活動の課題</p> <p>◇ 市民、市民団体・事業者で構成する（仮称）市民環境会議の組織化が必要です¹。</p> <p>◇ 市民、市民団体・事業者が実施する自主的な環境保全活動の更なる推進が必要です。</p> <p>◇ 団体間のネットワーク化の推進が必要です。²</p>	<p>環境保全活動の課題</p> <p>◇ 市民、市民団体、事業者などの自主的な取り組みや市との協働による環境保全活動の更なる推進が必要です。</p>	<p>主な変更：取り組み形態に「市との協働」を追加。</p> <p>1、2：前段での説明とリンクしないため削除</p>																																																						
図表	<p>図 2-6-2 市内の環境保全関係活動団体数</p>  <table border="1"> <caption>図 2-6-2 市内の環境保全関係活動団体数</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>団体数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H14</td><td>28</td></tr> <tr><td>H15</td><td>35</td></tr> <tr><td>H16</td><td>35</td></tr> <tr><td>H17</td><td>40</td></tr> <tr><td>H18</td><td>40</td></tr> <tr><td>H19</td><td>38</td></tr> <tr><td>H20</td><td>42</td></tr> <tr><td>H21</td><td>50</td></tr> <tr><td>H22</td><td>52</td></tr> </tbody> </table>	年度	団体数	H14	28	H15	35	H16	35	H17	40	H18	40	H19	38	H20	42	H21	50	H22	52	<p>図 2-6-2 市内の環境関係活動団体数</p>  <table border="1"> <caption>図 2-6-2 市内の環境関係活動団体数</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>団体数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H22</td><td>11</td></tr> <tr><td>H23</td><td>11</td></tr> <tr><td>H24</td><td>11</td></tr> <tr><td>H25</td><td>11</td></tr> <tr><td>H26</td><td>11</td></tr> </tbody> </table> <p>注) 白井市市民活動推進センターに活動区分「環境」として登録している団体数 資料: 市民経済部市民活動支援課</p> <p>図 2-6-3 ごみゼロ運動の参加者数</p>  <table border="1"> <caption>図 2-6-3 ごみゼロ運動の参加者数</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>参加者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H21 春</td><td>5,000</td></tr> <tr><td>H21 秋</td><td>4,500</td></tr> <tr><td>H22 春</td><td>5,500</td></tr> <tr><td>H22 秋</td><td>5,500</td></tr> <tr><td>H23 秋</td><td>4,500</td></tr> <tr><td>H24 春</td><td>4,500</td></tr> <tr><td>H24 秋</td><td>3,800</td></tr> <tr><td>H25 春</td><td>5,500</td></tr> <tr><td>H26 春</td><td>5,800</td></tr> <tr><td>H26 秋</td><td>4,200</td></tr> </tbody> </table> <p>資料: 環境建設部環境課</p>	年度	団体数	H22	11	H23	11	H24	11	H25	11	H26	11	年度	参加者数	H21 春	5,000	H21 秋	4,500	H22 春	5,500	H22 秋	5,500	H23 秋	4,500	H24 春	4,500	H24 秋	3,800	H25 春	5,500	H26 春	5,800	H26 秋	4,200	<p>主な変更：現行の図 2-6-2 の現行グラフは、環境保全関係活動団体数ではなく、花いっぱい運動の参加団体数を表示していたため差し替え。また、具体的取り組み例として、ゴミゼロ運動の参加者数を新規追加。</p>
年度	団体数																																																								
H14	28																																																								
H15	35																																																								
H16	35																																																								
H17	40																																																								
H18	40																																																								
H19	38																																																								
H20	42																																																								
H21	50																																																								
H22	52																																																								
年度	団体数																																																								
H22	11																																																								
H23	11																																																								
H24	11																																																								
H25	11																																																								
H26	11																																																								
年度	参加者数																																																								
H21 春	5,000																																																								
H21 秋	4,500																																																								
H22 春	5,500																																																								
H22 秋	5,500																																																								
H23 秋	4,500																																																								
H24 春	4,500																																																								
H24 秋	3,800																																																								
H25 春	5,500																																																								
H26 春	5,800																																																								
H26 秋	4,200																																																								

第7節 地球環境の現状と課題

1 地球環境 (p. 36～37)

	現行計画の記載内容	見直し原案の案 (たたき台)	趣旨・理由等
一般説明 (1)	<p>(1) 地球温暖化</p> <p>地球は、太陽からのエネルギーで暖められ、暖められた地表から熱が放射されます。</p> <p>大気中に含まれる二酸化炭素 (CO₂) やメタンなどの温室効果ガスは、地表から放射される熱を吸収する働きを持っています。これにより、地球の平均気温は14℃前後に保たれ、人間をはじめ生物が生きるのに適した環境が保たれています。</p> <p>しかし、温室効果ガスの量が増えると、大気中の熱の吸収量が多くなり、地球の気温が上昇します。</p> <p>この現象を「地球温暖化」といいます。このまま地球温暖化が進むと、異常気象の頻発、野生生物や生態系への影響、農林漁業への被害などが懸念されます。</p>	<p>(1) 地球温暖化</p> <p>地球は、太陽からのエネルギーで暖められ、暖められた地表から熱が放射されます。</p> <p>大気中に含まれる二酸化炭素 (CO₂) やメタンなどの温室効果ガスは、地表から放射される熱を吸収する働きを持っています。これにより、地球の平均気温は14℃前後に保たれ、人間をはじめ生物が生きるのに適した環境が保たれています。</p> <p>しかし、温室効果ガスの量が増えると、大気中の熱の吸収量が多くなり、地球の気温が上昇します。</p> <p>この現象を「地球温暖化」といいます。人間の活動に伴う温室効果ガスの排出量は急増しており、このまま地球温暖化が進むと、異常気象の頻発、野生生物や生態系への影響、農林漁業への被害などが懸念されます。</p> <p>温室効果ガスの排出量はエネルギー使用量に概ね比例します。このため、温室効果ガスの排出を抑制するためには、省エネルギーの推進や再生エネルギーの利用拡大を社会に定着させていくことが重要です。</p>	<p>主な変更：温室効果ガスの排出が増加していることと、排出抑制のための方向性を説明。</p>

現 状 (<u>1</u>)	<p>市では、地球温暖化防止対策の一環として、市役所などの公共施設からの温室効果ガスの排出削減に取り組むため、2005年度（平成17年度）「白井市地球温暖化防止対策実行計画」を策定し、2007年度（平成19年度）に改訂しました。</p> <p>この計画では、新たに教育施設を加え、市が所有する全ての施設を対象に、平成20年度（2008年）の温室効果ガス排出量を基準として平成22年度（2010年）から平成26年度（2014年）の5年間で5%削減することを目標としています。</p>	<p>市では、地球温暖化防止対策の一環として、平成17年度に「白井市地球温暖化防止対策実行計画」を策定し、市役所などの公共施設からの温室効果ガスの排出削減に取り組んでいます。</p> <p>現行計画（平成27年4月改訂）では、平成25年度の排出量を基準として、平成29年度までに、省エネルギーの推進などにより温室効果ガスの総排出量（二酸化炭素換算）を4%削減することを目標としています。</p>	<p>主な変更：市地球温暖化防止対策実行計画の改訂を反映。</p>
------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------

<p>一般説明 (2)</p>	<p>(2) 酸性雨</p> <p>酸性雨とは、pH（水素イオン濃度）が 5.6 以下の雨のことで、石油や石炭をもやすときにできる二酸化硫黄や二酸化窒素が大気中で酸化し、雨にとけて地上にふってくる現象を言います。</p> <p>酸性雨の環境問題は、湖沼や河川の酸性化による魚類などへの影響、土壌の酸性化による森林への影響、建造物や文化財への影響などが懸念されています。</p> <p>酸性雨は、原因物質の発生源から数千 km も離れた地域にも影響を及ぼす性質があり、国境を越えた広域的な現象であるため、我が国では、昭和 58 年度から酸性雨のモニタリングやその影響に関する調査研究を実施しています。全国平均値で pH4 台の酸性雨が観測されていますが、現時点で酸性雨による被害は明らかになっていません。一般に酸性雨による影響は長い期間を経て現れると考えられているため、現在のような酸性雨が今後も降り続けば、将来、酸性雨による影響が顕在化するおそれがあります。</p> <p>今後も引き続き、酸性雨の原因物質の排出抑制対策に取り組んでいくとともに、国や県などとの協力体制を強化し、酸性雨の調査やその影響について情報収集に努める必要があります。</p>	<p>(2) 酸性雨</p> <p>酸性雨とは、pH（水素イオン濃度）が 5.6 以下の雨のことで、石油や石炭をもやすときにできる二酸化硫黄や二酸化窒素が大気中で酸化し、雨にとけて地上にふってくる現象を言います。</p> <p>酸性雨の環境問題は、湖沼や河川の酸性化による魚類などへの影響、土壌の酸性化による森林への影響、建造物や文化財への影響などが懸念されています。</p> <p>酸性雨は、原因物質の発生源から数千 km も離れた地域にも影響を及ぼす性質があり、国境を越えた広域的な現象であるため、我が国では、昭和 58 年度から酸性雨のモニタリングやその影響に関する調査研究を実施しています。全国平均値で pH4 台の酸性雨が観測されていますが、現時点で酸性雨による被害は明らかになっていません。一般に酸性雨による影響は長い期間を経て現れると考えられているため、現在のような酸性雨が今後も降り続けば、将来、酸性雨による影響が顕在化するおそれがあります。</p> <p>このため、今後も引き続き酸性雨の監視及び影響評価を行うとともに、原因となる大気汚染物質の排出の抑制が求められます。</p>	<p>主な変更：ここでは、「市の」取り組みではなく一般説明として提示するため、「国や県などとの協力体制」については削除。</p>
<p>現状 (2)</p>	<p>(なし)</p>	<p>市では、県による大気汚染物質濃度の監視測定結果を注視するとともに、酸性雨の影響評価などについて情報を収集しています。</p>	<p>主な変更：市の取り組み状況を説明。</p>

課題 (1) (2)	<p>地球環境の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 地球環境問題の情報を収集・整理し、意識の普及啓発の推進が必要です。 ◇ 日常生活から始められる地球環境保全対策の推進が必要です。 ◇ 温室効果ガスの排出量の把握や削減が必要です。 ◇ 酸性雨などの調査やその影響の情報収集が必要です。 	<p>地球環境の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの利用拡大の流れを市民生活や事業活動に定着させていくことが必要です。 ◇ 酸性雨の原因となる大気汚染物質の排出抑制対策と酸性雨に関する情報収集の継続が必要です。 	<p>主な変更：「地球環境問題」では市・市民・市内事業者等にとっての課題としては対象が広すぎるため、温暖化と酸性雨に絞った。また、温暖化については、「一般説明(1)」で、温室効果ガスの排出量はエネルギー使用量に概ね比例することを説明したことを踏まえ、「省エネ・再エネ」に置き換えて課題を設定した（多少でも具体性を持たせるため）。さらに、酸性雨については、原因である大気汚染物質の排出抑制も付加した。</p>
------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

図 2-7-1 地球温暖化の概念

(省略)

図 2-7-2 市の温室効果ガス排出削減目標

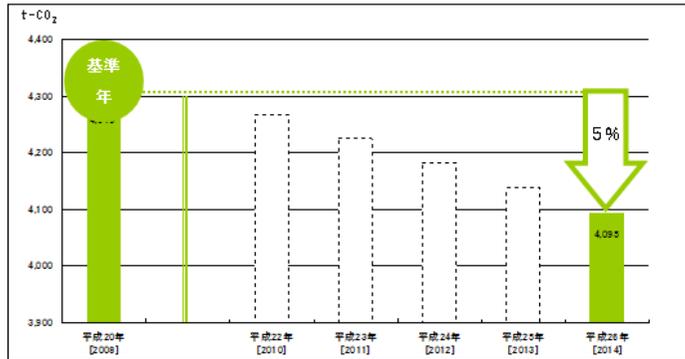


図 2-7-3 日本の酸性雨 (pH) の推移

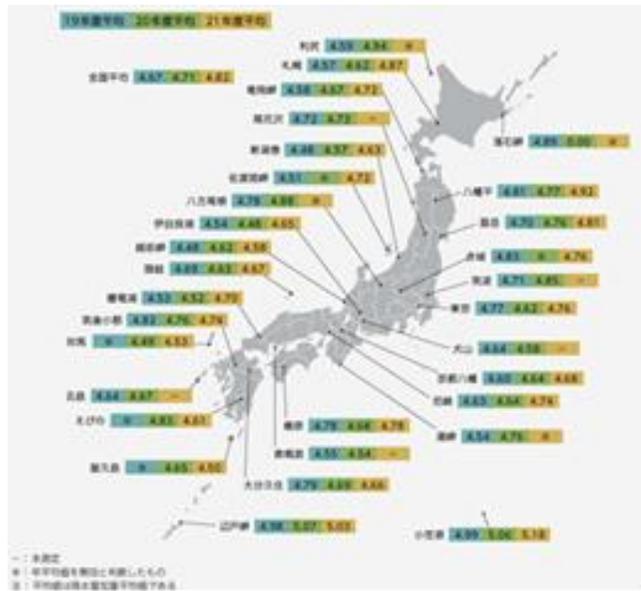


図 2-7-1 地球温暖化の概念

(省略)

図 2-7-2 主要国別エネルギー起源 CO2 排出量の推移

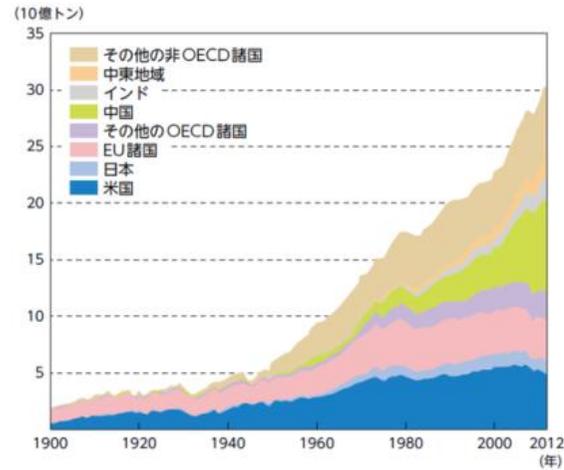
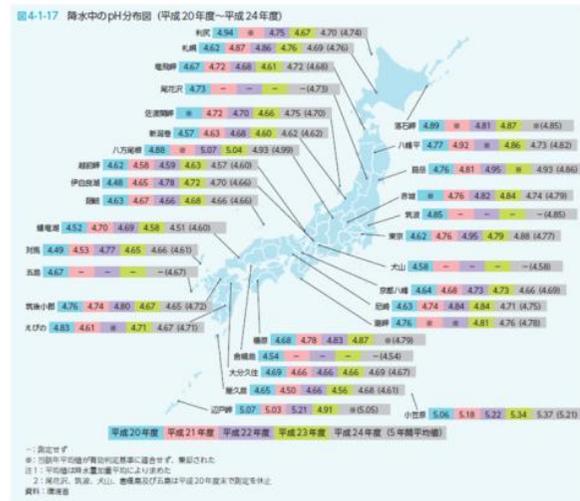


図 2-7-3 降水中の pH の推移



図表

主な変更：温室効果ガス排出量について、現状をよりシビアにあらわす資料への差し替え。降水中 pH 値については、最新版への差し替え。

第8節 住民意識調査に基づく現状と課題

1 住民意識調査 (p. 38～39)

	現行計画の記載内容	見直し原案の案 (たたき台)	趣旨・理由等
一般説明	<p>白井市第2次環境基本計画の策定にあたり住民意識調査を実施し、市民の視点による評価をいただきました。</p> <p>調査は、市民の環境に対する満足度や重要度などを把握することを目的として、平成22年12月1日から12月13日までの期間に、無作為抽出した白井市在住の満18歳以上の男女2,000人を対象に行いました。調査票の回収数は1,024件（回収率51.2%）でした。</p>	<p>白井市第2次環境基本計画の策定及び中間見直しにあたり、それぞれ、環境に関するアンケートを実施し、市民の視点による評価をいただきました。</p> <p>このアンケートは、市民の環境に対する満足度や重要度などの把握を目的とするもので、策定時については、平成22年12月、無作為抽出した白井市在住の満18歳以上の男女2,000人を対象に行い、1,024件（回収率51.2%）の回答をいただきました。また、中間見直し時については、平成27年5月8日から6月21日までの期間、市ホームページや出先機関に調査票を設置して市民・事業者へ回答を呼びかけたところ、市民184名、事業者60件の回答をいただきました。さらに、市内5中学校の3年生534名からも回答をいただきました。なお、中間見直し時のアンケート結果は巻末の資料編に掲載しています。</p>	<p>主な変更：今回（中間見直し）のアンケートの実施結果を追加。</p>

(1) 白井市の環境に対する満足度について

環境に対する満足度については、前回（平成 12 年）のアンケート結果と比較して、全ての項目で満足という結果に¹向上していました。

(2) 今後の方向性について（全②⑩項目）

市民が感じている環境に対して、重要度が高いと判断したにもかかわらず満足度の低い項目は、「④通勤や通学時などの電車・バスなど交通の便利さ」や「⑫交通事故や災害などに安心なまちづくり」という結果になりました。（CS グラフ参照）

(1) 市民アンケート（平成 27 年度）

満足度が高い項目は「空気のさわやかさ」や「ごみの分別収集やリサイクルへの取り組み」などで、一方、満足度が低い項目は「公共交通機関の便利さ」や「水辺との親しみやすさ」などでした。

また、重要度が高いと判断された項目は「公共交通機関の便利さ」や「日常生活の便利さ」などでした。

満足度と重要度の平均点に対する各項目の相対的な位置付けを明らかにする「CS グラフ」を見ると、「公共交通機関の便利さ」、「日常生活の便利さ」及び「交通事故や災害に対して安心な街づくり」が重点的な改善が求められる分野という結果になりました。

これらの傾向は前回（平成 22 年度）のアンケート結果と概ね同様ですが、主な変化として、「住まいの周辺の静けさ」の満足度の順位が大きく低下（2 位→7 位）し、重要度が上昇（10 位→5 位）したことなどがあげられます。

(2) 事業者アンケート（平成 27 年度）

満足度が高い項目は、「空気のさわやかさ」、「事業所周辺の静けさ」及び「自然災害に対する安全性」などで、満足度が低い項目は「公共交通機関の便利さ」、「道路の整備状況」などでした。一方で、重要度が最も高い項目も「公共交通機関の便利さ」及び「道路の整備状況」でした。

(3) 中学生アンケート（平成 27 年度）

満足度が最も高い項目は「街の中に街路樹や生垣などの緑が多い」であり、重要度が高いのは「空気がきれいでにおいがない」でした。

主な変更：今回（中間見直し）のアンケート実施結果及び「第 13 回住民意識調査報告書」の環境関連の意見を反映し全面的に更新。

	<p>(3) 環境基本計画と環境白書の認知度について 環境基本計画や環境白書を「知らなかった人」は、それぞれ 71.7%、73.1%で認知度は低い結果でした。 また、環境基本計画を「知っている人」と「知らない人」で環境に対する取り組み状況を分析した結果、いずれの項目においても「知っている人」の方が実行している人が多く、特に環境保全活動への取り組み状況は差異がありました。</p>	<p>(4) 第 13 回住民意識調査報告書（平成 26 年度） 今回のアンケートとは別に、市では、市の施策に対する評価や今後のまちづくりに関する意向把握のため、平成 26 年 5 月に「第 13 回住民意識調査」を実施しました。 この調査において自然環境・生活環境に関する市の施策への満足度、重要度を質問したところ、満足度が高い施策は「ごみの収集と処理」や「自然環境の保全」であり、満足度が低い施策は「不法投棄防止対策」や「騒音・振動・悪臭などの公害対策」でした。 また、重要度が特に高いのは「ごみの収集と処理」、「騒音・振動・悪臭などの公害対策」でした。</p> <p>(5) 環境基本計画と環境白書の認知度について（平成 22 年度） 計画計画策定時のアンケートで、環境基本計画と環境白書に認知度を質問したところ、「知らなかった人」は、それぞれ 71.7%、73.1%で認知度は低い結果でした。 また、環境基本計画を「知っている人」と「知らない人」で環境に対する取り組み状況を分析した結果、いずれの項目においても「知っている人」の方が実行している人が多く、特に環境保全活動への取り組み状況は差異がありました。</p>	
<p>課題</p>	<p>住民意識調査に基づく課題 ◇ 通勤や通学時などの電車・バスなど交通の便利さによる交通機関の利用促進が求められています。 ◇ 交通事故や災害などに配慮した安心なまちづくりの推進が求められています。 ◇ 環境基本計画の普及による環境保全活動の推進が必要です。</p>	<p>住民意識調査に基づく課題 ◇ 公共交通機関の利便性向上、道路の整備・維持管理・交通事故防止、防災など、市民ニーズを踏まえた環境保全施策を進めていく必要があります。 ◇ 環境基本計画の普及による環境保全活動の推進が必要です。</p>	<p>主な変更：本計画は環境施策に関するものなので、交通や防災の機能向上そのものを目的とするのではなく、それらと環境保全施策との両立を主眼とする。</p>

■ CSグラフの見方

CSグラフとは縦軸に満足度、横軸に重要度をとり、環境に対する点数を座標で示したものです。満足度、重要度の平均を軸とし、今後の方向性を4つの分野で整理しました。

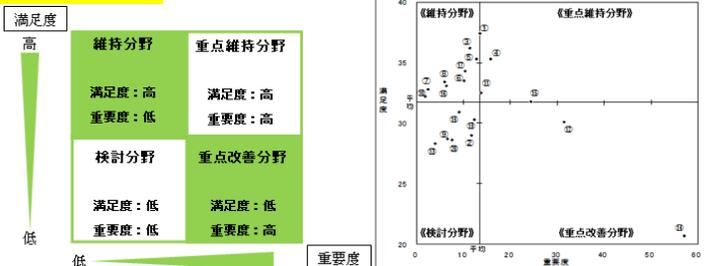
例) 満足度が平均より低い(下)

重要度が平均より高い(右)



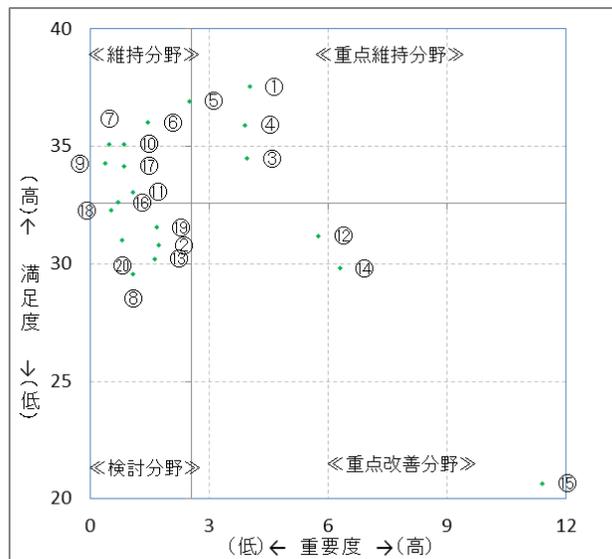
「重点改善分野」(右下)

■ CSグラフ



<p>《維持分野》</p> <ul style="list-style-type: none"> ②住まいのまわりの静けさ ③ごみの分別収集などのリサイクルへのとり組み ④緑地や公園の緑地との親しみ ⑤農地等の緑地との親しみ ⑥生き物(野鳥、昆虫、植物等)との親しみやすさ ⑦歴史・文化的雰囲気 ⑧自動車による移動のスムーズさ ⑨公園・遊歩道の身近さ 	<p>《重点維持分野》</p> <ul style="list-style-type: none"> ①空気のさわやかさ ②住まいのまわりの清潔さ ③海辺ののびのびさ ④日常生活の便利さ(食事や買い物のしやすさなど)
<p>《検討分野》</p> <ul style="list-style-type: none"> ②河川や水路の水のきれいさ ③河川・湖沼・湧水などの水辺との親しみやすさ ④歴史的・文化的雰囲気 ⑤公共施設の整備の良さ ⑥公共施設の利用のしやすさ ⑦市の特色・現在の状況に関する情報の入手のしやすさ 	<p>《重点改善分野》</p> <ul style="list-style-type: none"> ②交通事故や災害に対して安心な街づくり ③日常生活の便利さ(買い物のしやすさなど) ④電車やバスなど公共交通機関の便利さ

図 2-8-1 平成 27 年度市民アンケートの CS グラフ



注) 満足度は、「満足:50点、やや満足:40点、普通:30点、やや不満:20点、不満:10点」として回答数を掛け合わせ、合計点を項目ごとの全回答数で割って求めています。重要度は、「1位:30点、2位:20点、3位:10点」として各回答数を掛け合わせ、合計点を全回答数で割って求めています。

<p>《維持分野》</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑤ごみの分別収集やリサイクルへの取り組み ⑥樹林地や緑地との親しみやすさ ⑦生き物(野鳥、動物、昆虫等)との親しみやすさ ⑨農業や園芸との親しみやすさ ⑩田園風景の美しさ ⑪街並みの美しさ ⑬自動車による移動のしやすさ ⑭公園や遊歩道の数や大きさ 	<p>《重点維持分野》</p> <ul style="list-style-type: none"> ①空気のさわやかさ(大気汚染や悪臭の少なさ) ③住まいの周辺の静けさ(騒音や振動の少なさ) ④住まいの周辺の清潔さ
<p>《検討分野》</p> <ul style="list-style-type: none"> ②河川や水路の水の清らかさ ③河川・湧水等の水辺との親しみやすさ ④歴史的・文化的雰囲気 ⑥公共施設の数や大きさ ⑦公共施設の利用しやすさ ⑧市の施策や現状に関する情報の入手しやすさ 	<p>《重点改善分野》</p> <ul style="list-style-type: none"> ②交通事故や災害に対して安心な街づくり ③日常生活の便利さ(買い物のしやすさなど) ④電車やバスなど公共交通機関の便利さ

主な変更: 今回(中間見直し)のアンケート結果を反映。